

皇室典範に関する有識者会議

報 告 書

平成17年11月24日

目 次

はじめに	1
. 問題の所在	2
. 基本的な視点	2
国民の理解と支持を得られるものであること	2
伝統を踏まえたものであること	3
制度として安定したものであること	3
. 安定的で望ましい皇位継承のための方策	4
1 . 皇位継承資格	4
(1) 男系継承の意義等	4
(2) 男系継承維持の条件と社会の変化	6
(補論) 旧皇族の皇籍復帰等の方策	7
(3) 女子や女系の皇族への皇位継承資格の拡大の検討	8
(4) 今後の望ましい皇位継承資格の在り方	11
2 . 皇位継承順位	12
(1) 皇位継承順位の設定方法	12
(2) 直系優先の原則と男子優先の原則	13
(3) 「長子優先」と「兄弟姉妹間男子優先」	13
3 . 皇族の範囲	15
(1) 皇族の範囲の考え方	15
(2) 永世皇族制と世数限定制	16
(3) 皇籍離脱制度	16
4 . その他関連制度	18
(1) 女性天皇、内親王、女王の配偶者に関する制度	18
(2) 摂政就任資格・順序	19
(3) 皇室経済制度	19
結び	20
参考資料	21 ~ 72
「皇室典範に関する有識者会議」について	73 ~ 78

基本的な用語の説明

〔皇統〕

- ・「皇統」とは歴代の天皇からつながる血統のこと。

〔皇族〕

- ・「皇族」とは、天皇の一定範囲の親族で、世襲による皇位継承を維持するため制度上一般の国民とは異なる地位にある者のこと。
- ・皇族となるのは、天皇・皇族を父として出生した場合と、皇族でない女子が天皇・皇族と婚姻する場合に限定されている。

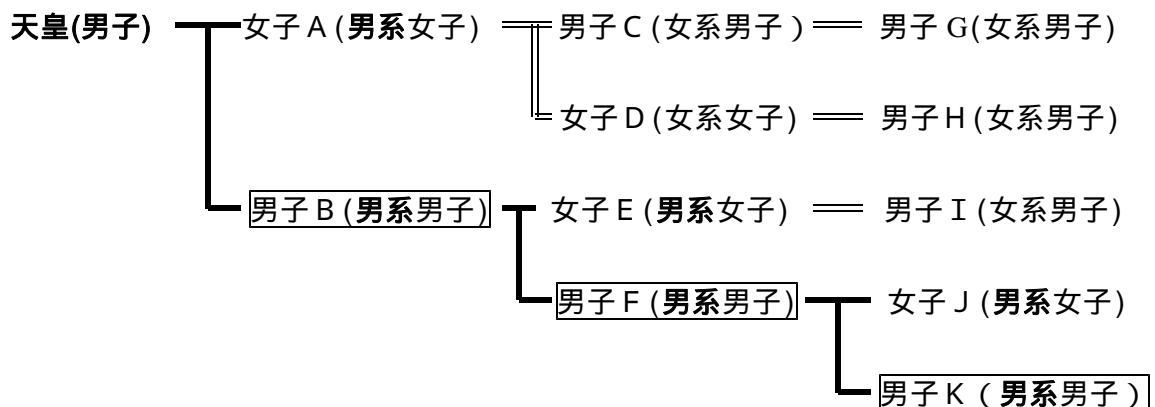
〔皇籍離脱〕

- ・皇族が、自らの意思や天皇・皇族以外の男子と婚姻したことにより皇族の身分を離れること。これにより、皇統に属する者であっても、皇族ではなくなる。

〔男系・女系〕

- ・ここでは、天皇と男性のみで血統がつながる（—の部分）子孫を男系子孫という。
- ・ここでは、これ以外のつながりの場合（＝の部分）を女系という。
- ・男系女系を問わず女子の子孫は女系となる。

【男系・女系の例】



はじめに

「皇室典範に関する有識者会議」は、内閣総理大臣から、将来にわたり皇位継承を安定的に維持するための皇位継承制度とこれに関連する制度の在り方について検討を行うよう要請を受け、本年1月以来、17回の会合を開くとともに、随時、非公式会合を行い、議論を重ねた。

天皇の制度は、古代以来の長い歴史を有するものであり、その見方も個人の歴史観や国家観により一様ではない。我々は、与えられた課題の重みを深く受け止め、真摯に問題を分析し、様々な観点から論点を整理するとともに、それらを国民の前に明らかにし、世論の動向を見ながら、慎重に検討を進めるよう努めた。

具体的には、現行憲法を前提として検討することとし、まず、現行の皇位継承に関する制度の趣旨やその背景となっている歴史上の事実について、十分に認識を深めることに力を注いだ。

5月、6月には、その後の議論の参考とするために、皇室制度、憲法、宗教、歴史など様々な分野の専門的な知識を有する8名の識者から意見を伺った。また、7月には、広く国民に理解と関心を深めていただくための一助となるよう、検討の基本的な視点を明らかにしつつ「今後の検討に向けた論点の整理」を取りまとめ、公表した。それ以降、これに沿って、中長期的視点に立ちつつ、現在の我が国の社会において広く受け入れられる結論を探るべく、議論を深めてきた。

この報告書は、こうした経過を経て、この度得られた結論を示すものである。

〔* 各回の会議資料・議事要旨、7月に取りまとめた「論点の整理」及び本報告書は、首相官邸ホームページに掲載。〕

I. 問題の所在

象徴天皇の制度をとる我が国にとって、安定的な皇位の継承は、国家の基本に関わる事項である。

現行の皇室典範を前提にすると、現在の皇室の構成では、早晩、皇位継承資格者が不在となるおそれがあり、日本国憲法（以下「憲法」という。）が定める象徴天皇制度の維持や長い歴史を持つ皇位の継承が不確実になりかねない状況となっている。〔参考1〕

したがって、将来にわたって安定的な皇位の継承を可能にするための制度を早急に構築することは、現在の我が国にとって避けて通ることのできない重要な課題である。

II. 基本的な視点

憲法においては、我が国の歴史・伝統を背景としつつ、国民の総意により、天皇が、日本国及び日本国民の統合を象徴する存在として位置付けられており、また、その地位は血統に基づいて継承されるべきものであるとされている。

〔参考2〕

象徴天皇の意義は、天皇の存在そのものや憲法に定められた国事行為により明らかにされており、また、戦没者の慰霊、被災地のお見舞い、福祉施設のご訪問、国際親善のためのご活動、伝統的・文化的なご活動などを通じて、天皇と国民との絆はより強固なものとなっている。このような制度の意義や様々なご活動があいまって、象徴天皇の制度は、多くの国民の支持を得るものとして今日に至っている。〔参考3、4、5〕

象徴天皇の制度は、我が国の歴史と深い関わりを持ち、国民の支持の上に成立するものであることから、これにふさわしい皇位継承制度について、以下の3点を基本的な視点として、総合的な考察を行うこととする。

国民の理解と支持を得られるものであること

皇位継承制度は、天皇に関する最も基本的な制度の一つであり、我が国の歴史や制度に対する深い理解に基づく国民の広範な支持が得られるものでなければならない。

皇位継承制度の在り方については、国民の間に多様な意見が存在するが、これは、天皇の制度や歴史・国家に関する国民の間の様々な考え方を反映したものであり、それぞれの立場は十分に尊重されなければならない。こ

のため、このような多様性を前提としつつ、社会の変化の中で、将来にわたって大多数の国民の安定的な支持が得られると思われる制度の在り方を探る必要がある。

伝統を踏まえたものであること

憲法における天皇の位置付けの背景には、歴史的・伝統的存在としての天皇があると考えられるため、皇位継承制度も、このような天皇の位置付けにふさわしいものであることが求められる。

伝統の内容は様々であり、皇位継承についても古来の様々な伝統が認められるほか、戦後の象徴天皇の制度の中で形成されてきた皇室の伝統もある。さらに、例外の有無、規範性の強弱など、伝統の性格も多様であると考えられる。

また、伝統とは、必ずしも不変のものではなく、各時代において選択されたものが伝統として残り、またそのような選択の積み重ねにより新たな伝統が生まれるという面がある。

このため、社会の変化や現在の状況に照らして、皇位継承制度に関する様々な伝統の中で、何をどのような形で次の時代に引き継ぐのか、という視点が重要である。

制度として安定したものであること

象徴としての天皇の地位の継承は、国家の基本に関わる事項であり、制度としての安定性が強く求められる。

安定性の内容としては、

- ・必要かつ十分な皇位継承資格者が存在すること
- ・象徴としての役割を果たすための活動に支障がないこと
- ・皇位継承者が一義的に決まり、裁量的な判断や恣意の入る余地がないものであること

などがあり、これらを総合的に考慮する必要がある。

III. 安定的で望ましい皇位継承のための方策

1. 皇位継承資格

《歴史と現行制度》

明治22年の旧皇室典範（以下「明治典範」という。）の制定までは、皇位継承についての明文の規定はなかったが、皇位は、それぞれの時代の価値観や社会情勢を背景にしつつ、すべて皇統に属する男系の者で皇族の身分を有するものにより継承されてきた。その際、半数近くは非嫡系による継承であった。また、10代8方の女性天皇（男系女子）が存在するが、その性格や位置付けについては、必ずしも一括りにすることはできない。〔参考6、7、8〕

明治典範において、皇位継承をめぐる争いを回避するなど皇室制度の安定化を図るため、皇位継承について初めて明文化されたが、その際、皇位継承資格が男系男子（非嫡系を含む。）に限定された。

さらに昭和22年に制定された現行の皇室典範（以下「現行典範」という。）で、嫡出であるという要件が加えられた。

この結果、現行制度は、歴史上、皇位継承の仕方が最も狭まったものとなった。〔参考9〕

現行典範では、皇位継承資格者の要件として、皇統に属する嫡出の男系男子の皇族であることを定めている。この制度の趣旨は以下のとおりである。

皇統に属すること

歴代天皇の血統に属することを求めるものであり、世襲制をとる以上当然の要請である。

嫡出であること

明治典範では非嫡出子も皇位継承資格を有することとされていたが、戦後、現行典範制定時に、社会倫理等の観点から、嫡出に限定されたものである。〔参考10〕

男系男子であること

歴史上、皇位は一貫して男系で継承されてきたことなどから、明治典範、次いで現行典範において、この要件が規定された。〔参考11、12〕

皇族の身分を有すること

皇族制度は世襲による皇位継承を維持するための仕組みであり、その趣旨から当然の要請である。

上記の皇位継承資格者の要件のうち、「皇統に属すること」及び「皇族の身分を有すること」は、制度の趣旨から当然の要請であり、また、「嫡出であること」は、国民の意識等から今後とも維持することが適当であるため、皇位継承資格者の安定的な存在を確保するための方策を考えるに当たっては、この男系男子という要件が焦点となる。

(1) 男系継承の意義等

皇位は、過去一貫して男系により継承されてきたところであり、明治以

降はこれが制度として明確にされ、今日に至っている。

ア．皇室典範制定時における男系男子限定の論拠

明治典範、現行典範の制定時には、男系継承を制度化するに当たり、それぞれの時代背景の中で、様々な論拠が挙げられている。

具体的には、明治典範制定時には、

- 男性尊重の国民感情、社会慣習がある中で女性天皇に配偶者がある場合、女性天皇の尊厳を傷つける。
- 我が国の相続形態は男子を優先し、長子が女子で次子以降に男子がある場合は男子が相続することになっている。
- 歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎのいわば摂位であり、皇統は男統に存するというのが国民の考え方である。また、その在位中、配偶者がなかったが、今日、独身を強いる制度は、道理や国民感情に合わない。
- 女性天皇の皇子は女性天皇の夫の姓を継ぐものであるから皇統が他に移り、伝統に反する。
- 配偶者が女性天皇を通し政治に干渉するおそれがある。
- 女性が参政権を有しないにもかかわらず、政権の最高の地位に女性が就くことは矛盾である。

などの点が指摘され、また、現行典範制定時には、

- 過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意識に沿うと考えられる。
- 歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎの存在であったと考えられる。

といったことがその論拠とされた。〔参考 1 1、 1 2〕

イ．男系継承の意義についての考え方

男系継承の意義等については、今日においても、

- これが我が国の皇位継承における確立された原理であり、それ以上に実質的な意義を求めると自体が無意味であるとする見解
- 女系になった場合には皇統が配偶者の家系に移ったと観念されるため、これを避けてきたものであるとする見解〔参考 1 3〕
- 律令や儒教など中国の影響により形成されたものであり、必ずしも我が国社会固有の観念とは合致せず、また現実に、女系の血統が皇位継承において相応の役割を果たしてきた事実もあるとする見解
- 武力等を背景とした伝統的な男性優位の観念の結果によるものであり、男系継承自体に固有の原理が存在するわけではないとする見解

など、種々の議論があるが、これらは個人の歴史観や国家観に関わるものであり、それぞれの見解の当否を判断することから皇位継承資格の検討に取り組むことは適当ではない。したがって、ここでは、これまで男系継承が一貫してきたという事実を認識した上で、過去どのような条件の下に男系継承が維持されてきたのか、その条件が今後とも維持され得るのか、を考察することとする。

(2) 男系継承維持の条件と社会の変化

男系による継承は、基本的には、歴代の天皇・皇族男子から必ず男子が誕生することを前提にして初めて成り立つものである。

過去において、長期間これが維持されてきた背景としては、まず、非嫡系による皇位継承が広く認められていたことが挙げられる。これが男系継承の上で大きな役割を果たしてきたことは、歴代天皇の半数近くが非嫡系であったことにも示されている。また、若年での結婚が一般的で、皇室においても傾向としては出生数が多かったことも重要な条件の一つと考えられる。

このような条件は、明治典範時代までは維持されており、制度上、非嫡出子も皇位継承資格を有することとされていたほか、戦前の皇室においては、社会全般と同様、一般に出生数も多かったことが認められる。

しかしながら、昭和22年に現行典範が制定されたとき、まず、社会倫理等の観点から、皇位継承資格を有するのは嫡出子に限られ、制約の厳しい制度となった。実際に、現行典範の制定の際の帝国議会では、皇籍離脱の範囲を拡大するとともに、非嫡出子を認めないこととすれば、皇統の維持に不安が生じかねないため、女性天皇を可能とすべきではないかとの指摘もあった。

近年、我が国社会では急速に少子化が進んでおり、現行典範が制定された昭和20年代前半には4を超えていた合計特殊出生率（一人の女性が、一生の間に産む子供の数）が、平成16年には1.29まで低下している。皇室における出生動向については、必ずしも、社会の動向がそのまま当てはまるわけではない。しかし、社会の少子化の大きな要因の一つとされている晩婚化は、女性の高学歴化、就業率の上昇や結婚観の変化等を背景とするものであり、一般社会から配偶者を迎えるとするならば、社会の出生動向は皇室とも無関係ではあり得ない〔参考14〕。戦前、皇太子当時の大正天皇が結婚された時のご年齢が20歳、その時点で妃殿下が15歳、昭和天皇のご成婚時（同じく皇太子当時）には、そ

それぞれ22歳と20歳であったことを考えると、状況の変化は明らかである。現に、明治天皇以降の天皇及び天皇直系の皇族男子のうち、大正時代までにお生まれになった方については、お子様（成人に達した方に限る。）の数は非嫡出子を含め平均3.3方であるのに対し、昭和に入ってお生まれになった方については、お子様の数は現時点で平均1.6方となっている。

男子・女子の出生比率を半分とすると、平均的には、一組の夫婦からの出生数が2人を下回れば、男系男子の数は世代を追うごとに減少し続けることとなる（注）。実際には、平均的な姿以上に早く男系男子が不在となる可能性もあれば、逆に男子がより多く誕生する可能性もあるが、このような偶然性に左右される制度は、安定的なものということとはできない。

このような状況を直視するならば、今後、男系男子の皇位継承資格者が各世代において存在し、皇位が安定的に継承されていくことは極めて困難になっていると判断せざるを得ない。これは、歴史的に男系継承を支えてきた条件が、国民の倫理意識や出産をめぐる社会動向の変化などにより失われてきていることを示すものであり、こうした社会の変化を見据えて、皇位継承の在り方はいかにあるべきかを考察する必要がある。

（注）試みに、仮に現世代に5人の男系男子が存在するとして、現在の社会の平均的な出生率（平成16年合計特殊出生率1.29）を前提に、将来世代の男系男子の数を確率的に計算してみると、男子・女子の出生の確率をそれぞれ2分の1とすれば、子の世代では3.23人、孫の世代では2.08人、曾孫の世代では1.34人と、急速な減少が見込まれる（出生率を1.5としても、曾孫の世代では2.11人となる。）〔参考15〕

（補論）旧皇族の皇籍復帰等の方策〔参考16〕

男系男子という要件を維持しようとする観点から、そのための当面の方法として、昭和22年に皇籍を離れたいわゆる旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策を主張する見解があるが、これについては、上に述べた、男系男子による安定的な皇位継承自体が困難になっているという問題に加え、以下のように、国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても問題点があり、採用することは極めて困難である。

- 旧皇族は、既に60年近く一般国民として過ごしており、また、今上天皇

との共通の祖先は約600年前の室町時代までさかのぼる遠い血筋の方々であることを考えると、これらの方々を広く国民が皇族として受け入れることができるか懸念される。皇族として親しまれていることが過去のどの時代よりも重要な意味を持つ象徴天皇の制度の下では、このような方策につき国民の理解と支持を得ることは難しいと考えられる。

- 皇籍への復帰・編入を行う場合、当事者の意思を尊重する必要があるため、この方策によって実際に皇位継承資格者の存在が確保されるのか、また、確保されるとしてそれが何人程度になるのか、といった問題は、最終的には個々の当事者の意思に依存することとなり、不安定さを内包するものである。このことは、見方を変えれば、制度の運用如何によっては、皇族となることを当事者に事実上強制したり、当事者以外の第三者が影響を及ぼしたりすることになりかねないことを意味するものである。
- いったん皇族の身分を離れた者が再度皇族となったり、もともと皇族でなかった者が皇族になったりすることは、これまでの歴史の中で極めて異例なことであり、さらにそのような者が皇位に即いたのは平安時代の二例しかない（この二例は、短期間の皇籍離脱であり、また、天皇の近親者（皇子）であった点などで、いわゆる旧皇族の事例とは異なる。）。これは、皇族と国民の身分を厳格に峻別することにより、皇族の身分等をめぐる各種の混乱が生じることを避けるという実質的な意味を持つ伝統であり、この点には現在でも十分な配慮が必要である。〔参考17〕

（3）女子や女系の皇族への皇位継承資格の拡大の検討

憲法において規定されている皇位の世襲の原則は、天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系であることまでを求めるものではなく、女子や女系の皇族が皇位を継承することは憲法の上では可能であると解されている。〔参考18〕

皇位継承制度の在り方を考察するに際し、世襲による継承を安定的に維持するという基本的な目的に立ち返れば、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが考えられる。これは、内親王・女王やその子孫も皇位継承資格を有することとするものである。

女性天皇に関しては、明治典範や現行典範の制定時にもこれを可能にすべきであるという議論があった〔参考11、12〕。現行典範制定の際の当時の帝国議会においては、歴史上も女性天皇の例があること、親等の遠い皇族男子より近親の女性を優先する方が自然の感情に合致すること、皇統の安泰のために必要であることなどの理由から、女性天皇を可

能にすべきではないかとの質疑が行われた。その時点では、男系男子の皇族が相当数存在しており、皇位継承に不安がなかったことなどもあり、男系継承の意義や女性天皇を可能とした場合の皇位継承順位などの在り方に関して、なお研究を行った上で結論を得るべきものとされた。男系男子の皇位継承資格者の不在が懸念される状況となっている現在、女性天皇や女系の天皇について、まさに真剣な検討を行うことが求められていると言わなければならない。

以下では、このような認識に立って、先に述べた3つの基本的視点に照らして、女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大することにつき、考察を行う。

ア．安定性

まず、皇位継承資格者の存在を安定的に確保するという観点から見ると、女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大した場合には、男女を問わず天皇・皇族の子孫が継承資格を有することとなるため、男系男子限定の制度に比べれば、格段に安定的な制度となる（注）。

また、制度の安定性という観点からは、象徴としての天皇の活動に支障がないことも求められるが、国事行為を始めとする象徴としての活動に、女子や女系の皇族では行い得ないものがあるとは考えられない。女性の妊娠・出産等は、国事行為の臨時代行制度などにより対応可能であり、象徴としての活動の支障にはならない。〔参考19〕

なお、皇室において継承されてきた宮中祭祀についても、歴史的には女性天皇もこれを行ったとの記録が存在する。〔参考20〕

（注）（2）（注）と同様の条件で試算をすれば、5人の現世代に対して、男系・女系や男子・女子を問わない場合の子孫の数は、子の世代6.45人、孫の世代8.32人、曾孫の世代10.73人となる。〔参考15〕

イ．国民の理解と支持

国民が、象徴としての天皇に期待するものは、自然な血統に加え、皇位とともに伝えられてきた古来の伝統や、現行憲法下の60年近くの間築かれてきた象徴天皇としての在り方を含め、皇室の文化や皇族としての心構えが確実に受け継がれていくことであろう。このような観点から皇位継承資格者の在り方を考えた場合、今日、重要な意味を持つのは、男女の別や男系・女系の別ではなく、むしろ、皇族とし

て生まれたことや皇室の中で成長されたことであると考えられる。

皇位が男系で継承されてきた歴史等を背景として、天皇は当然に男性であるとの観念が国民の間に存在してきたことは事実であろう。それは、男子による家督の継承を重んじた明治の民法の制度や一般社会における家の観念、社会における男性の優位の観念とも結び付いていたと思われる。しかし、他面、現行典範が制定された昭和22年以降、我が国では、家族観や社会における男女の役割分担などをめぐって、国民の意識や制度に様々な変化が生じてきていることも考慮する必要がある。

例えば、戦後の民法の改正により、婚姻の際に女性が男性の家に入る制度や長男が単独で家督を相続する制度が廃止され、現実にも両性の合意による婚姻という観念や相続において長男を特別な存在とはみなさない考え方が広く浸透するなど、男性中心の家族観は大きく変わってきた。家の観念そのものも、男性の血筋で代々継承されるべきものというよりも、生活を共にする家族の集まりととらえる方向へと変化してきているものと見られる。〔参考21〕

また、女性の社会進出も進み、性別による固定的な役割分担意識が弱まる傾向にあることは各種の世論調査等の示すとおりである。〔参考21〕

長い歴史や伝統を背景とする天皇の制度と、一般社会における家族観や男女の役割分担についての意識とを直ちに結び付けることはできない。しかし、最近の各種世論調査で、多数の国民が女性天皇を支持する結果となっていること背景には、このような国民の意識や制度の変化も存在すると考えられる。天皇の制度において、固有の伝統や慣習が重要な意義を有することは当然であるが、他方、象徴天皇の制度にあっては、国民の価値意識に沿った制度であることが、重要な条件となることも忘れてはならない。〔参考22〕

以上のような事情を考慮すると、国民の間では、女子や女系の皇族も皇位継承資格を有することとする方向を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されているものと考えられる。

ウ．伝統

我が国では、これまで、一貫して男系により皇位が継承されてきた伝統があり、女子が皇位に即き、更に女系の天皇が誕生する場合、こうした伝統的な皇位継承の在り方に変容をもたらすこととなる。

皇位の継承における最も基本的な伝統が、世襲、すなわち天皇の血統に属する皇族による継承であることは、憲法において、皇位継承に関しては世襲の原則のみが明記されていることにも表れており、また、多くの国民の合意するところであると考えられる。

男系男子の皇位継承資格者の不在が懸念され、また、歴史的に男系継承を支えてきた条件の変化により、男系継承自体が不安定化している現状を考えると、男系による継承を貫こうとすることは、最も基本的な伝統としての世襲そのものを危うくする結果をもたらすものであると考えなければならない。

換言すれば、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することは、社会の変化に対応しながら、世襲という天皇の制度にとって最も基本的な伝統を、将来にわたって安定的に維持するという意義を有するものである。

(4) 今後の望ましい皇位継承資格の在り方

これまで見てきたような皇位継承制度をめぐる国民意識や社会環境の変化は、我が国社会の長期的な変化に伴うものである。女性天皇や女系の天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とする上で、大きな意義を有するものである。

このような意義に照らし、今後における皇位継承資格については、女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

女性天皇や女系の天皇はその正統性に疑問が生じるという見解もあるが、現在の象徴天皇の制度においては、皇統による皇位継承が維持され、幅広い国民の積極的な支持が得られる制度である限り、正統性が揺らぐことはない。

なお、皇位継承資格を女子に拡大した場合、皇族女子は、婚姻後も皇室にとどまり、その配偶者も皇族の身分を有することとする必要がある。女性天皇や皇族女子が配偶者を皇室に迎えることについては、性別による固有の難しさがあるとは必ずしも考えないが、初めてのことであるがゆえに、配偶者の役割や活動への配慮などを含め、適切な環境が整えられる必要がある。

2. 皇位継承順位

《歴史と現行制度》〔参考23〕

皇位継承順位については、明治典範制定までは明文の規定はなく、時代時代の社会情勢、価値観等に応じて様々な形がとられてきたが、歴史全体の流れとしては、直系継承へと向かい、直系継承が伝統の軸となっていた。皇位継承をめぐることは、歴史上、種々紛争も生じているが、皇統に属していることを不可欠の条件とした上で、母親の血筋、先例等によって、その即位の理由が説明されてきた。

明治典範において、初めて、明文の皇位継承順位が定められ、基本的にはこれを踏襲した現行典範の制度に至っている。

現行制度は、皇位継承資格を男系男子皇族に限定した上で、継承順位としては、まず天皇の子など直系子孫を優先し、天皇の子孫の中では年齢順に、長男とその子孫、次男とその子孫...の順に優先し、次いで近親を優先するものである。なお、明治典範との違いは、現行典範が、明治典範で認められていた非嫡系継承を否定したことに伴うもののみである。

この順位の考え方は、天皇の子など直系子孫に皇位が継承されることが歴史的にも多数を占めており、国民に受け入れられやすいこと、その中では年齢順を基準とすることが分かりやすく、世襲の在り方として自然であることなどを理由とするものである。

(1) 皇位継承順位の設定方法

皇位継承資格を皇族女子や女系の皇族に拡大する場合、現行制度との連続性等も勘案すると、皇位継承順位の設定には以下のような方法が考えられる。〔参考24〕

長子優先の考え方

男女を区別せずに、現行の継承順位の考え方を適用して、天皇の直系子孫をまず優先し、天皇の子である兄弟姉妹の間では、男女を問わず長子を優先する考え方

兄弟姉妹間で男子優先の考え方

と同様に、まず天皇の直系子孫を優先した上で、伝統的に男性の天皇が圧倒的に多く、国民は天皇が男性であることになじんでいるという認識の下に、天皇の子である兄弟姉妹の間では男子を女子に優先する考え方

男子優先の考え方

現在、男系男子のみが皇位継承資格を有することから、直系子孫を優先することよりも男子を優先することを重視し、まず、皇族の中で男子を優先した上で、その後女子を位置付けることとし、男子、女子それぞれの中では、直系、長系、近親を優先する考え方

男系男子優先の考え方

において、「男子」に替えて、「男系男子」を優先する考え方

(2) 直系優先の原則と男子優先の原則

上記4つの考え方の中では、、が、天皇の直系子孫をまず優先するものであるのに対し、、は直系、傍系を問わず、まず男子又は男系男子を優先するものである。

この点に関しては、

- 皇位継承の在り方としては、過去から現在まで伝えられてきた皇位を将来につないでいくことが重要であり、この過去から将来への連続を象徴する形として、親から子に、世代から世代へと伝わる直系継承が最もふさわしい。国民の側から見ても、親から子への継承が最も自然なものと認識される。
- 皇位継承者は、天皇の役割を継承する存在であり、天皇の身近で生まれ、成長された皇族であることが望ましい。
- 皇位継承資格を嫡出子に限定する制度や少子化という状況の下では、直系子孫の中に男子が不在という状況は決して稀なことではなく、、の制度をとると、傍系の継承により天皇の系統が比較的頻繁に移転する結果となることが想定される。その場合、お代替わりにより従前の継承順位が変動するなど複雑な制度となり、また、皇位の安定性という意味でも好ましくない。の制度の場合は、母親よりもその子(男子)の方が継承順位が上位になることとなり、世襲の在り方として不自然である。〔参考25〕
- 伝統的にも直系継承が多数を占めている。

ことなどから、まず、直系を優先する制度、すなわち、「長子優先」又は「兄弟姉妹間男子優先」が望ましい。

(3) 「長子優先」と「兄弟姉妹間男子優先」

皇位継承順位については、国民が、将来の天皇として、幼少時から、期待をこめてそのご成長を見守ることのできるような、分かりやすく安定した制度であることが求められる。そのことは、ご養育の方針が早い段階で定まるといふことにもつながる。

このような観点から、「長子優先」と「兄弟姉妹間男子優先」とを比較すると、「兄弟姉妹間男子優先」の場合、男女の出生順によっては皇位継承順位に変動が生じ得ることとなり、国民の期待やご養育の方針が定ま

りにくいという結果をもたらす。これは、長子たる女子（姉）の後に男子（弟）が誕生した場合、弟が姉よりも先順位となることに由来するものであり、このことは、現行制度のように皇嗣（皇位継承第1順位者）たる皇子を皇太子とすると、皇太子が交代する事態が生じ得ることを意味するものである。〔参考26〕

しかも、兄弟姉妹間に生じ得る年齢差を考えると、このような不安定な期間が相当程度継続することがあり得ると考えなければならない。

これに対し、「長子優先」の場合、出生順に皇位継承順位が決まることから、制度として分かりやすく、また、国民の期待やご養育の方針も早期に定まるという点で優れている。

国民が、天皇が男性であることになじんでいる面はあるとしても、以上のような意味での安定性は、最大限に尊重されることが望ましい。

したがって、天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹の間では、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当である。

3. 皇族の範囲

《歴史と現行制度》〔参考27、28、29〕

7世紀末～8世紀初に成立した律令においては、天皇の4世の子孫までが皇族とされていたが、実際の運用においては、奈良時代後半以降、次第に、天皇の子であっても皇族でなくなったり、また、世数にかかわらず皇族となったりするなど、弾力的な取扱いがなされるようになった。

明治典範においては、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族となる永世皇族制が採用された。その後、明治40年の明治典範増補により、皇族の規模を調整する必要性を背景に皇籍離脱制度が設けられるなどの制度の整備が行われ、現行典範に至っている。

現行典範の皇族の範囲の考え方の概要は以下のとおりである。

天皇・皇族の嫡出子及び嫡男系嫡出の子孫並びに天皇・皇族男子の配偶者を皇族とする。

天皇・皇族の嫡男系嫡出の子孫は、世数を問わず皇族とする（永世皇族制）。

2世までの皇族男子を親王、皇族女子を内親王とし、3世以下の皇族男子を王、皇族女子を女王とする。

内親王・女王は、天皇・皇族以外の者との婚姻により、皇籍を離脱する。皇太子・皇太孫以外の親王はやむを得ない特別の事由により、また、内親王・王・女王は、その意思に基づき、又はやむを得ない特別の事由により、皇籍を離脱する。これらの離脱に際しては、皇室会議の議によることを要する。

天皇・皇族は養子をするできない。

皇族以外の者は、女子が天皇・皇族男子と婚姻する場合を除き、皇族とならない。

皇族の規模を適正に保つための仕組みについては、現行制度では、その範囲を法制度上限定することは困難という判断により、永世皇族制をとりつつ、皇籍離脱制度の運用により、皇族の規模を調整するという考え方をとっている。その際、上記の「やむを得ない特別の事由」による皇籍離脱には、規模調整のための離脱が含まれると解されている。

また、皇統が乱れることや国民と皇族との区別が曖昧になり混乱が生じることなどを避けるという明治典範の考え方を引き継いで、皇族になる場合を、天皇・皇族からの出生及び天皇・皇族男子との婚姻に限り、養子の禁止等を定めている。

(1) 皇族の範囲の考え方

皇族制度は、世襲による皇位継承を確保するとともに、一定の場合、天皇の国事行為を代行するなど天皇の活動を支えるため、天皇の親族を皇族とし、制度上、一般の国民と異なる地位とするものである。皇族の範囲に関しては、皇位継承資格者の安定的な存在を確保することを大前提にしつつ、皇族は特別な地位にあること、財政的な措置が伴うこと、皇族の規模

が過大となった場合には皇室としての一体性が損なわれるおそれがあること等の見地から、皇族の規模を適正に保つことが求められる。女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大した場合においても、このような要請を満たす制度とする必要がある。

(2) 永世皇族制と世数限定制

現行制度では、皇族女子は天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れることとされているが、女子が皇位継承資格を有することとした場合には、婚姻後も、皇位継承資格者として、皇族の身分にとどまり、その配偶者や子孫も皇族となることとする必要がある。

その場合、将来的に皇族の数が相当程度増加する可能性もあるため、天皇と血縁の遠い子孫から皇族の身分を離れるという考え方の下に、一定の世数を超える子孫を一律に皇族でなくする世数限定の制度をとることも考えられる。しかしながら、世数限定の制度をとった場合には、歴代の天皇や天皇の近親の皇族に、一定数の子が安定的に誕生しなければ、皇位継承資格者の存在に不安が生じることになるため、現在のような少子化傾向の中では、世数限定の制度を採用することはできない。このため、現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有するいわゆる永世皇族制を前提にした上で、その時々状況に応じて、弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つこととすることが適当である。〔参考30、31〕

なお、現在の皇族女子については、婚姻により皇籍離脱する現行制度の下で成長されてきたことにも配慮が求められる。その際、世数、皇室の構成等も勘案する必要がある。

(3) 皇籍離脱制度

皇籍離脱制度については、現行制度では、親王は意思による離脱ができないのに対し、内親王は、王や女王と同様、皇室会議の議により、意思による離脱ができることとされている。これについては、女子も皇位継承資格を有することとする以上、親王と内親王とを区別する理由はないこと、親王・内親王と王・女王との間では、皇籍離脱の条件等に差が設けられるべきであることから、内親王に関する制度を親王に関する制度に合わせ、共に意思による離脱ができないこととすることが適当である。

また、やむを得ない特別の事由があるとき、皇室会議の議により、皇籍を離脱する制度については、現行制度と同様、親王、内親王、王、女王す

べてについて可能とすることが適当である。現行制度では、皇太子及び皇太孫については、やむを得ない特別の事由による皇籍離脱制度が適用されていないが、今後は、女子の皇太子及び皇太孫についても、同様の制度とする必要がある。

親王・王が皇籍離脱する場合等の配偶者や直系卑属等の離脱の制度は、内親王・女王の離脱の場合等もこれと同様の制度となるよう見直しを行う必要がある。

皇籍離脱制度により皇族の規模の調整を行う場合には、以下のような点に配慮し、円滑な運用を図る必要がある。

- 若年の皇統に属する皇族の数を目安として、将来における皇族の規模の適正化という観点から、離脱の要否を判断する。
- 原則として世数の遠い皇族から離脱する。
- 離脱の決定は、当事者の将来予測を可能にするため、適切な時期に行う。

4. その他関連制度

現行制度には、以上のほかにも、皇族男子と皇族女子との間で差異が設けられているものが存在する。これらは、主として、皇位継承資格の有無に基づくものであり、皇位継承資格を女子にも拡大することに伴い、見直しが必要となる。具体的には、以下のような関連制度について、基本的には皇族女子に関する制度を皇族男子に合わせる方向で見直すことが必要である。〔参考 32〕

(1) 女性天皇、内親王、女王の配偶者に関する制度

配偶者の身分

現行制度では、天皇（男性）、親王、王の配偶者は皇族となることとされている。これと同様に、女性天皇、内親王、女王の配偶者も皇族の身分を有することとする必要がある。これに伴い、戸籍上の扱いも、天皇（男性）、親王、王の配偶者と同様、婚姻の際に、その戸籍から除かれ、皇統譜に登録することとする必要がある。

配偶者の名称

現行制度では、天皇（男性）の配偶者は皇后、天皇（男性）の寡婦は太皇太后、皇太后と称されている。また、親王、王の配偶者には、それぞれ、親王妃、王妃の名称が用いられている。女性天皇、内親王、女王の配偶者等についても、専門的知識を有する有識者等の知見も得て、適切な名称を定める必要がある。

なお、天皇、皇太子、皇太孫という名称は、特に男子を意味するものではなく、歴史的にも、女子が、天皇や皇太子となった事実が認められるため、女子の場合も同一の名称を用いることが適当である。

配偶者の敬称等

現行制度では、皇后、太皇太后、皇太后の敬称は、天皇と同様「陛下」とされ、その他の皇族は「殿下」とされている。また、陵墓についても、皇后、太皇太后、皇太后は、天皇と同様「陵」、その他の皇族は「墓」とされている。女性天皇の配偶者、寡夫についても、これと同じく、天皇と同様の敬称等とする必要がある。

婚姻手続き

現行制度では、天皇（男性）、親王、王の婚姻は、皇室会議の議を経ることとされている。これと同様に、女性天皇、内親王、女王の婚姻についても、皇室会議の議を経ることとする必要がある。

(2) 摂政就任資格・順序

天皇が成年に達しない場合や重大な事故等により国事行為を自ら行うことができない場合は、摂政を置くこととされている。現行制度では、天皇の配偶者・寡婦（皇后、皇太后、太皇太后）も、この摂政に就任する資格を有することとされている。これと同様に、女性天皇の配偶者・寡夫も摂政就任資格を有することとする必要がある。

また、就任の順序については、現行制度では、皇族男子（皇太子、皇太孫、親王・王）が優先され、次いで皇后・皇太后・太皇太后、さらに内親王・女王、という順位が設定されている。この順序は、皇位継承資格を有する者を優先するという考え方であると思われるため、今後は、まず、男女を問わず皇位継承資格を有する皇族を先順位とし、次いで、天皇の配偶者・寡婦（夫）を位置付けるという考え方をとることが適当である。皇位継承資格者の範囲内では、現行制度と同様、皇位継承順によることが適当である。

なお、この摂政就任資格・順序は、国事行為の臨時代行にも準用されているため、臨時代行制度にも以上の考え方が適用されることとなる。

(3) 皇室経済制度

皇族としての品位保持の資等に充てるために支出される皇族費について、現行制度では、親王と内親王、王と女王との間で差が設けられている。具体的には、独立の生計を営む場合の年額につき、内親王及び女王は、それぞれ親王及び王の2分の1の額と定められており、これが、皇籍離脱等の際の一時金にも反映される制度となっている。これは、皇位継承資格の有無に着目して設けられた差異であると考えられるため、内親王・女王も皇位継承資格を有することとした場合には、親王・王の水準に合わせる必要がある。

また、親王・王についてのみ配偶者の皇族費の額が定められているが、婚姻による皇籍離脱制度の見直しに伴い、内親王・女王の配偶者についても、同等の額を定める必要がある。

なお、皇族費及び内廷の日常の費用等に充てられる内廷費については、皇族としての役割等に照らして十分な水準となるよう適時適切な見直しを行う必要がある。

結 び

象徴天皇の制度は、現行憲法の制定後、60年近くが経過する中で、多くの国民の支持するものとして定着してきた。我々は、古代から世襲により連続と受け継がれてきた天皇の制度が、将来にわたって、安定的に維持されることが何よりも重要であり、また、それが多くの国民の願いであるとの認識に立って、検討に取り組んできた。

象徴天皇の制度は、国民の理解と支持なくしては成り立たない。このことを前提に、冒頭述べたように、制度の成り立ちからその背景となる歴史的事実を冷静に見つめ、多角的に問題の分析をした結果、非嫡系継承の否定、我が国社会の少子化といった状況の中で、古来続いてきた皇位の男系継承を安定的に維持することは極めて困難であり、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが必要であるとの判断に達した。

古来続いてきた男系継承の重さや伝統に対する国民の様々な思いを認識しつつも、議論を重ねる中で、我が国の将来を考えると、皇位の安定的な継承を維持するためには、女性天皇・女系天皇への途を開くことが不可欠であり、広範な国民の賛同を得られるとの認識で一致するに至ったものである。

検討に際しては、今後、皇室に男子がご誕生になることも含め、様々な状況を考慮したが、現在の社会状況を踏まえたとき、中長期的な制度の在り方として、ここで明らかにした結論が最善のものであると判断した。

ここでの提言に沿って、将来、女性が皇位に即くこととなれば、それは、近代以降の我が国にとっては初めての経験となる。新たな皇位継承の制度が円滑に機能するよう、関係者の努力をお願いしたい。

皇位の継承は国家の基本に関わる事項であり、これについて不安定な状況が続くことは好ましいことではない。また、皇族女子が婚姻により皇族の身分を離れる現行制度の下では、遠からず皇族の数が著しく少なくなってしまうおそれがある。さらに、将来の皇位継承資格者は、なるべく早い時期に確定しておくことが望ましい。このような事情を考えると、皇位継承制度の改正は早期に実施される必要がある。

当会議の結論が、広く国民に受け入れられ、皇位の安定的な継承に寄与することを願ってやまない。

參考資料

参 考 資 料 目 次

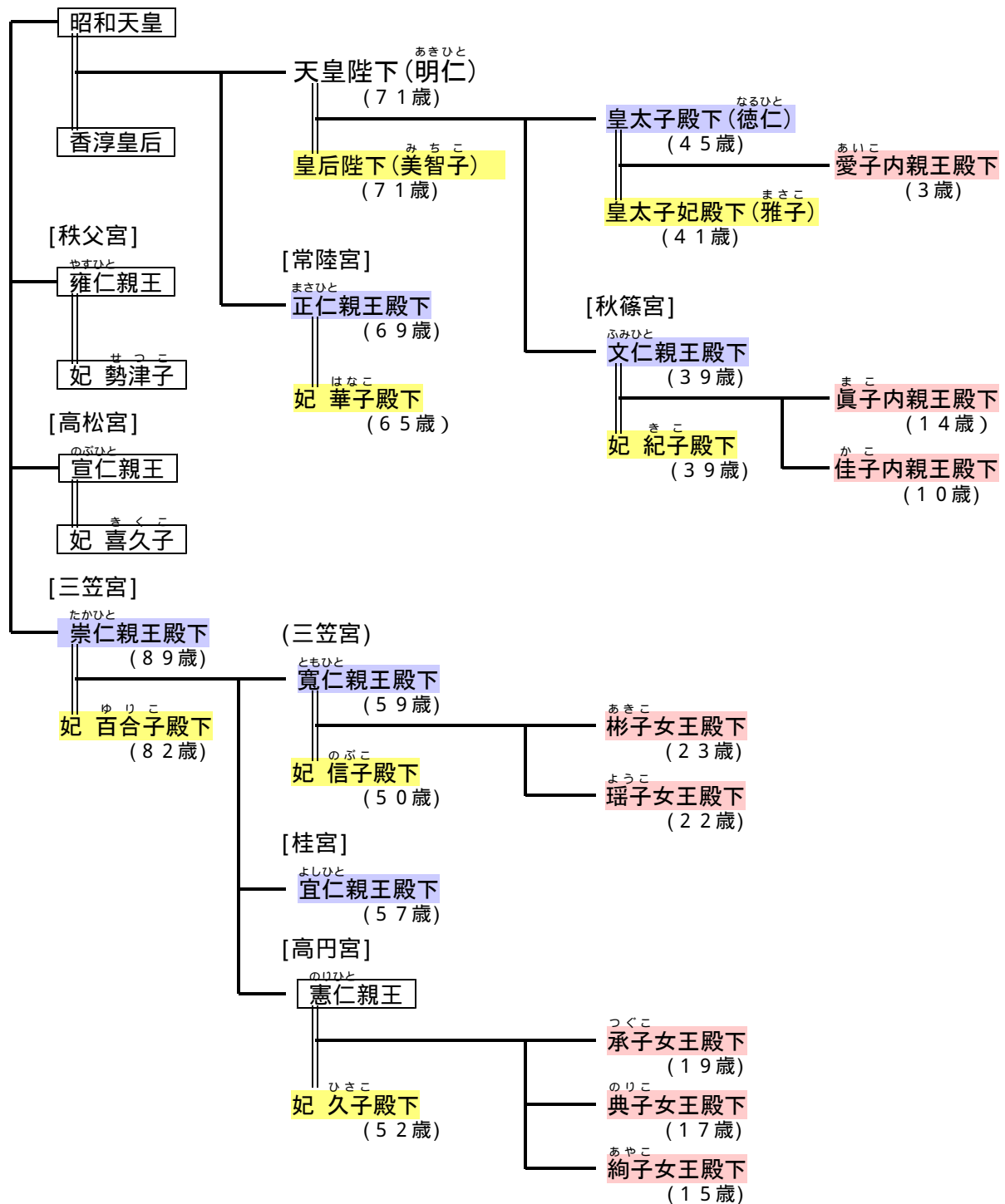
参考	1	皇室の構成 -----	P 25
参考	2	日本国憲法の関係規定 -----	P 26
参考	3	憲法第1条の「象徴」について -----	P 26
参考	4	天皇の行為の分類 -----	P 27
参考	5	天皇陛下の1年間の主なご活動（平成16年） -----	P 28
参考	6	皇位継承資格に関連する主な歴史的事実 （明治典範が制定されるまで）-----	P 29
参考	7	歴代の女性天皇 -----	P 30
参考	8	遠い傍系継承の例-----	P 31
参考	9	皇位継承制度の根拠の変遷 -----	P 32
参考	10	非嫡出子に関する明治典範及び現行典範の考え方 --	P 33
参考	11	女性天皇に関する明治典範制定時の議論 -----	P 33
参考	12	女性天皇に関する現行典範制定時の帝国議会 における議論 -----	P 35
参考	13	「姓 ^{せい} 」について -----	P 37
参考	14	少子化の状況 -----	P 39
参考	15	仮定に基づく出生数の試算 -----	P 40
参考	16	旧皇族 -----	P 41
参考	17	皇籍離脱・皇籍復帰の否定の歴史と制度 -----	P 44
参考	18	憲法第2条の「世襲」について -----	P 47
参考	19	国事行為の臨時代行 -----	P 48
参考	20	歴代の女性天皇と宮中祭祀 -----	P 49

参考 2 1	家族に関する制度・意識の変化等	P 50
参考 2 2	女性天皇に関する世論調査	P 52
参考 2 3	皇位継承順位の歴史と制度	P 53
参考 2 4	皇位継承資格を女子や女系の皇族にも拡大する 場合の皇位継承順位の考え方	P 55
参考 2 5	皇位継承に伴う皇位継承順位の変動の有無等 (4つの考え方の対比)	P 56
参考 2 6	皇位継承順位の考え方と皇太子の地位	P 58
参考 2 7	皇族の範囲の歴史と制度	P 59
参考 2 8	天皇・皇族の婚姻	P 60
参考 2 9	天皇・皇族と養子	P 61
参考 3 0	永世皇族制と世数限定制のポイント	P 63
参考 3 1	世数限定制の場合の皇族の範囲(架空のもの)	P 64
参考 3 2	関連制度	P 66
参考 3 3	諸外国の王位継承制度の例(概要)	P 68
参考 3 4	天皇系図	P 70

(注)

この「報告書」及び「参考資料」では、歴代天皇の在位年、代数等に関連する事項については、宮内庁が管理している皇統譜(歴代の天皇・皇族に関する系譜)に基づいて記述した。

〔参考1〕皇室の構成(平成17年11月24日現在)



* なお、天皇陛下第1皇女子清子内親王殿下は、平成17年11月15日、ご結婚のため皇族の身分を離れられた。

【凡例】

- ・ は、崩御又は薨去された方
- ・ 皇室の構成は、天皇陛下及び皇族方21方で、全体では22方
- ・ は、皇族男子(6方。 ~ は皇位継承順位)
皇太子殿下よりご年少の方は秋篠宮殿下のみ。
- ・ は、天皇及び親王の子である皇族女子(8方)
8方すべてが皇太子殿下よりご年少。
皇族女子は、婚姻により皇族の身分を離れる。
- ・ は、婚姻により皇族となられた方〔皇后陛下・妃殿下方〕(7方)

〔参考2〕日本国憲法の関係規定

日本国憲法

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

〔参考3〕憲法第1条の「象徴」について（帝国議会・国会における説明）

金森徳次郎国務大臣（昭和 21.7.1 衆議院帝国憲法改正案委員会）

尚ホ次ニ此ノ天皇ノ御地位ニ付テノ問題デアリマスガ、是ハ前ニモ申シマシタヤウニ、天皇ハ我々ノ憧レノ中心デアリ、心ノ奥深ク根ヲ張ツテ居ル所ノ繋リノ中心デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘマシタ時ニ、此ノ基礎的ナ事実ハ、日本国民ノ意識ノ存スル限り変ルベキモノデハナイノデアリマシテ、此ノ心アレバコソ、我々ハ天皇ヲ見ル時、茲ニ国家ヲ見ルノデアリ、天皇ヲ見ル時、茲ニ国民統合ノ姿ヲ見ルノデアリマス

田中角栄内閣総理大臣（昭和 48.6.13 参議院本会議）

……憲法第一条が、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であると定めておるのは、天皇の存在を通じて、そこに日本国と日本国民統合の姿を見ることができるという日本国民の総意をあらわしたものだと考えます。

真田秀夫内閣法制局長官（昭和 54.5.8 参議院内閣委員会）

……象徴といいますのは、これはいままで政府が公にお答えしておりますところによりますと、そういう天皇のお姿、有形といいますか、具体的な天皇というお姿を通してその奥に日本国とああいう無形の抽象的な存在あるいは国民統合という無形の抽象的な事柄を天皇というお姿を通して国民は思い浮かべるといいますか、そこで日本国としての統一性を天皇を通して感じとると、そういう意味であろうというふうにいままでもお答えしております。

宮尾盤宮内庁次長（平成 4.5.14 参議院外務委員会）

天皇陛下は、これは憲法に規定をされておりますように、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である、こういうお立場にあるわけございまして、そういうお立場から憲法で定める国事行為を行われましたり、あるいは国際親善

等のことも含めまして国内におきましてもさまざまな儀式とか行事というものを行われあるいは各種行事にも御臨席になる、こういうことをなさっておいでになるわけでございます。

それで、こういった憲法に定められてある国事行為あるいはその他の各種儀式、行事等へのお出ましに際しまして、陛下のお気持ちは、たびたび記者会見等でもおっしゃっておられますように、常に国民とともに歩む、歩んでいきたい、こういう考え方に立たれまして、皇室も国民とできるだけ深いつながりを持ちながらいろいろな御行動をなされておるといふふうに承知をいたしております。

(以上、 ~ の引用は原文のまま。新字体等に統一。)

〔参考4〕天皇の行為の分類

(1) 国事行為

- ・日本国憲法に規定された行為で、国家機関としての立場で行われるもの。
- ・内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。
- ・天皇は国政に関する権能を有しない。

具体例

内閣総理大臣の任命、憲法改正・法律・政令及び条約の公布、国会の召集、衆議院の解散、国務大臣等の任免・大公使の信任状等の認証、儀式を行うこと

(2) 公的行為

- ・象徴であるという地位に基づいて公的な立場で行われるもの。
- ・国政に関する権能にわたらないこと、象徴としての性格に反しないこと。
- ・内閣が責任を負い、憲法の趣旨に沿って行われるよう行政の配慮が必要。

具体例

新年一般参賀、歌会始の儀、園遊会、拝謁(勲章・褒章受章者等)、宮中晩餐(国賓)、国会開会式・全国戦没者追悼式・国民体育大会・日本学士院授賞式等へのご臨席、国賓の歓迎行事、外国ご訪問

(3) その他の行為

- ・国事行為、公的行為以外の行為。
- ・国政に関する権能にわたらないこと、象徴としての性格に反しないこと。
- ・内閣が責任を負い、憲法の趣旨に沿って行われるよう行政の配慮が必要。

具体例

宮中祭祀、生物学ご研究、ご趣味、その他ご日常のご生活

〔参考5〕 天皇陛下の1年間のご活動（平成16年）

内閣からの上奏書類等へのご署名・ご押印(約 1000 件)

宮殿での儀式・行事

- ・外国の特命全権大使の信任状捧呈式(36名)、勲章親授式、国務大臣・最高裁判所判事などの認証官任命式(84名)、拝謁等

ご接見・ご進講等

- ・日本芸術院会員、青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア等とのご懇談・ご接見
- ・ご進講・災害発生時のご報告等(72回)

外国賓客のご接遇

- ・歓迎行事、ご会見、宮中晩餐(国賓・1カ国)、宮中午餐(公式実務訪問・3カ国)
- ・外国元首7名、副大統領1名、首相6名、国会議長7名、国連事務総長等ご接遇

行幸啓

- ・国会開会式、全国戦没者追悼式、日本国際賞等の授賞式、記念式典等にご臨席
- ・都内及び近郊の福祉・文化・産業施設等ご訪問(41回)
- ・全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会等の式典へのご臨席、新潟県中越地震災害の被災者等へのお見舞い等のため地方行幸啓(10府県、35市町村)

宮中祭祀

- ・新嘗祭にいなめさい(〔参考20〕参照)、歴代天皇の式年祭(崩御の日から一定の年ごとに行われる祭典)などの祭祀(32回)

〔参考6〕皇位継承資格に関連する主な歴史的事実
(明治典範が制定されるまで)

本参考資料では、明治22年に制定された旧皇室典範を「明治典範」と、昭和22年に制定された現行の皇室典範を「現行典範」と呼ぶ。

皇位は、これまで、すべて、皇統に属する者により継承。

皇位は、これまで、すべて、男系により継承。

奈良時代以前及び江戸時代に、10代8方の女性天皇(男系女子)が存在。

〔参考7〕参照

これまでの皇位継承のうち、半数近くは非嫡出による継承。

『皇室制度史』(昭和14年帝国学士院編)によれば、明治天皇以前の121代(初代神武天皇を除く)のうち嫡出は66代、非嫡出は55代。

皇子など天皇の直系子孫により皇位が継承された例が半数を超えるが、直系子孫が不在の場合などには、傍系によっても継承。

〔参考8〕〔参考23〕参照

皇統に属する者のうち一定の範囲の者を皇族として明確化する皇族制度が7世紀末～8世紀初に確立し、それ以降、すべて、皇族の身分を有する者が皇位を継承。

皇族でなかった者が、皇族の身分を得て即位したのは、平安時代の第59代宇多天皇、第60代醍醐天皇の二例のみ。宇多天皇は第58代光孝天皇の皇子であったが一時的に(3年間)皇族の身分を離れていた(皇籍離脱)もの。また、醍醐天皇は宇多天皇の皇籍離脱中に生まれた皇子。
(〔参考17〕(1) 参照)

懲戒により皇族の身分を失った皇子、皇孫などが、後に許されて皇族となるなど、皇位継承とは直接関係なく皇籍に復帰した例は、鎌倉時代以前を中心に散見される。

〔参考7〕歴代の女性天皇

(1) 歴代の女性天皇は次の10代8方（2方は^{ちょうそ}重祚(再び皇位に即くこと)）

時代	歴代の女性天皇	在位した年	男系の系統	婚姻の有・無	即位前の身位(身分)
奈良時代以前	第33代 ^{すいこ} 推古天皇	592 ~ 628	第29代 ^{きんめい} 欽明天皇	寡婦	皇后
	第35代 ^{こうぎょく} 皇極天皇	642 ~ 645	第30代 ^{びだつ} 敏達天皇	寡婦	皇后
	第37代 ^{さいめい} 齐明天皇	655 ~ 661	第30代 敏達天皇	寡婦	^{すめみおやのみこと} 皇祖母尊
	第41代 ^{じとう} 持統天皇	690 ~ 697	第38代 ^{てんじ} 天智天皇	寡婦	皇后
	第43代 ^{げんめい} 元明天皇	707 ~ 715	第38代 天智天皇	寡婦	皇太妃
	第44代 ^{げんしょう} 元正天皇	715 ~ 724	第40代 ^{てんむ} 天武天皇	未婚	内親王
	第46代 ^{こうけん} 孝謙天皇	749 ~ 758	第45代 ^{しょうむ} 聖武天皇	未婚	皇太子
	第48代 ^{しょうとく} 称徳天皇	764 ~ 770	第45代 聖武天皇	未婚	太上天皇
江戸時代	第109代 ^{めいしょう} 明正天皇	1629 ~ 1643	第108代 ^{ごみずのお} 後水尾天皇	未婚	内親王
	第117代 ^{ごさくらまち} 後桜町天皇	1762 ~ 1770	第115代 ^{さくらまち} 桜町天皇	未婚	内親王

齐明天皇は皇極天皇の重祚、称徳天皇は孝謙上皇の重祚。

(2) 歴代の女性天皇が即位した経緯等について

- ・歴代の女性天皇が即位した経緯については、政権内における有力者の意向があったこと、皇位継承候補と目される男性皇族が複数存在したり、あるいは幼少であったりしたことなどから容易に皇位継承者を決定することができない状況にあったことなど、現在まで、様々な指摘がなされている。
- ・いずれにしても、歴代の女性天皇の即位の経緯については、それぞれ当時の政治情勢等が密接に絡んでいると思われるなど、その実際の事情は複雑であると見られており、歴代の女性天皇の性格や位置付けについては、一括りにすることは必ずしもできない。

〔参考8〕 遠い傍系継承の例

第25代武烈^{ぶれつ}天皇から第26代継体^{けいたい}天皇への継承

- ・ 共通の祖先は、継体天皇から日本書紀によれば約200年さかのぼった第15代応神^{おうじん}天皇。

武烈天皇と継体天皇は、共に応神天皇の5世孫で、親等では10親等の隔りがある。

第48代称徳^{しょうとく}天皇から第49代光仁^{こうにん}天皇への継承

- ・ 共通の祖先は、光仁天皇から約130年さかのぼった第34代舒明^{じょめい}天皇。

称徳天皇は舒明天皇の5世孫、光仁天皇は舒明天皇3世孫。親等では、称徳天皇と光仁天皇は8親等の隔りがある。

第101代称光^{しょうこう}天皇から第102代後花園^{ごはなその}天皇への継承

- ・ 共通の祖先は、後花園天皇から約100年さかのぼった北朝第1代光厳^{こうごん}天皇。

称光天皇と後花園天皇は、共に光厳天皇の4世孫で、親等では8親等の隔りがある。

第118代後桃園^{ごももその}天皇から第119代光格^{こうかく}天皇への継承

- ・ 共通の祖先は、光格天皇から約70年さかのぼった第113代東山^{ひがしやま}天皇。

後桃園天皇は東山天皇の4世孫、光格天皇は東山天皇の3世孫。親等では、後桃園天皇と光格天皇は7親等の隔りがある。

なお、皇統譜に示された歴代数を単純に追った場合、第99代後龜山^{ごかめやま}天皇と第100代後小松^{ごこまつ}天皇との間が12親等で最も遠いことになるが、これは南北朝の合一による特殊な事例であるため、ここでは除外している。すなわち、1383年に後龜山天皇は南朝において、また、その前年の1382年に後小松天皇は北朝において、それぞれ即位していたところ、1392年に南北朝の合一がなされ、同年、後龜山天皇が退位したもので、後小松天皇は先帝の崩御・譲位によってこの時に即位したものではないことから、特殊な事例として除外したもの。

〔参考9〕 皇位継承制度の根拠の変遷

区分	～明治22年 (～1889年)	明治22年～昭和22年 (1889年～1947年)	昭和22年～ (1947年～)
皇位継承制度の根拠と特徴	<p>〔根拠〕 伝統・先例</p> <p>〔特徴〕 ・皇位継承について明文のルールは無し</p> <p>【皇位継承資格】 すべて皇統に属する者が継承</p> <p>男系により継承 10代8方の女性 天皇(男系女子) が存在</p> <p>非嫡系によっても継承</p> <p>【親王・内親王の範囲】 ・天皇の子及び兄弟姉妹(律令：継嗣令)</p>	<p>〔根拠〕 明治典範</p> <p>〔特徴〕 ・憲法と並立する法典</p> <p>・天皇が制定</p> <p>・帝国議会の関与を否定</p> <p>・皇位継承のルールを明文で規定し、皇室制度を明確化、安定化</p> <p>【皇位継承資格】 皇統に属することを規定</p> <p>男系男子に限定</p> <p>非嫡出子も継承資格を有する</p> <p>【親王・内親王の範囲】 ・天皇の1世から4世までの子孫</p>	<p>〔根拠〕 現行典範</p> <p>〔特徴〕 ・憲法に基づく法律</p> <p>・国会が制定</p> <p>・制定・改正は国会が議決</p> <p>・皇位継承のルールについて、現行典範は明治典範を基本的に踏襲</p> <p>【皇位継承資格】 皇統に属することを規定 (明治典範に同じ)</p> <p>男系男子に限定 (明治典範に同じ)</p> <p>嫡出子に限定 (明治典範より狭める)</p> <p>【親王・内親王の範囲】 ・天皇の1世及び2世の子孫に狭める</p>

〔参考10〕非嫡出子に関する明治典範及び現行典範の考え方

（1）明治典範（明治22年～昭和22年）

- ・皇統を維持するためにはやむを得ないことから、非嫡出子も皇族とされ、皇位継承資格を有することとされた。

明治典範第4条は、「皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」と規定。

・『皇室典範義解』の第4条の注釈（抜粋）

「・・・武烈^{ブレツ}天皇崩シテ皇嗣^{コウシ}ナシ^{オウジン}応^{ケイタイ}神天皇五世ノ孫^{シコウ}継^シ体^シ天皇ヲ迎^シへ位^シニ即^シク而^シシテ天皇八実ニ^{ワカヌケフタマタ}応^ス神天皇ノ庶^ス出^ス稚^ス淳^ス毛^スニ派^ス皇子ノ後^スナリ此ノ時ニ当^ステ皇統絶^ス工^スサルコト^ス綫^スノ如^シシ若^ス庶系ヲ立^スツルコトナカリセハ当時既ニ言^スフヘカラサルノ事^スアラム我カ国ノ庶出ヲ絶^スタサルハ実ニ已^スムヲ得^スサルニ出^スル者ナリ・・・」

（出典は、伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』（国家学会蔵版 昭和10年）以下同じ。）

（2）現行典範（昭和22年～）

- ・現在の人間の道義心から見て、非嫡出子を皇位継承資格者の範囲に含めることは国民の意識に合わないこと。
- ・当時は皇位継承資格者が十分存在しており、非嫡出子を考える必要は、容易には見出し得なかったこと。
- ・このようなことから、皇位継承資格者を嫡出子に限定することとされ、皇族が嫡出子に限定された。

昭和 22 年末時点において皇位継承資格を有した皇族男子は 6 方。うち皇太子殿下よりご年少の皇族男子は 2 方。

〔参考11〕女性天皇に関する明治典範制定時の議論

（1）皇位継承資格を男系男子に限定した理由

男性尊重の国民感情、社会慣習があること

- ・男性尊重の国民感情・慣習が存在する中で、女性天皇に配偶者がある場合、女性天皇の尊厳を傷つける。
- ・皇統は男統に存するというのが国民の考え方である。
- ・我が国の相続形態は男子を優先し、長子が女子で次子以降に男子がある場合は男子が相続する。

女性天皇は、我が国の歴史・伝統に沿わないこと

- ・歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎのいわば摂位であり、先例にならない。
- ・歴史上の女性天皇は、その在位中配偶者はなかったが、今日、女性が皇位を継承する場合、独身を強いる制度は、道理や国民感情に合わない。
- ・女性天皇の皇子は女性天皇の夫の姓を継ぐものであるから皇統が他に移り、伝統に反する。

政治的権能との関係で問題があること

- ・配偶者が女性天皇を通し政治に干渉するおそれがある。
- ・女性が参政権を有しないにもかかわらず、政権の最高の地位に女性が就くことは矛盾である。

皇位継承者の確保の点で問題がないこと

- ・女性の皇位継承を可能としなくても、皇位継承者確保の方法は別にある。

皇位継承制度は諸外国の例によるべきでないこと

- ・皇位継承のことは欧州の真似をすべきではない。
- ・なお、欧州でも女性に王位継承資格を認めない国がある。

(2) 女性の皇位継承を可能としてはどうかとする当時の議論

男性尊重の国民感情、社会慣習があるとしても、男性尊重の考え方は一般国民間のことであり、皇室は別であること

男性を女性よりも尊重する旧慣はとるべきではないこと

歴史上も女性天皇の例があること

政治的権能との関係で問題がないこと

- ・立憲体制の下では、女性天皇の配偶者による政治的干渉の心配はない。
- ・立憲体制の下では、国事を行うことに女性天皇は耐えられないのではないかという心配は当たらない。

男統が途絶えた場合、女統を可能としないと皇統が途絶えるおそれがあること

欧州には女王の例があること

【明治典範制定に至るまでの女性天皇に関する議論】

各種憲法試案の中に、皇位継承資格を男性のみとする案や女性の皇位継承も可能とする案がある。

制定過程における皇位継承資格の変遷

〔日本国憲法〕(元老院による立案：明治9年～13年)

- ・明治9年案 ...女性も皇位を継承できるとする案
- ・明治11年案...女性も皇位を継承できないとする案
- ・明治13年案...女統による皇位継承もできるとする案

〔皇室制規〕(宮内省による立案：明治18年～19年頃)

- ・女性・女系による皇位継承もできるとする案

〔井上毅「^{きんぐ}謹具意見」〕(明治18年～19年頃)

- ・女性の皇位継承も可能とする「皇室制規」に対し、女性は皇位を継承できないとする趣旨の「謹具意見」を伊藤博文に提出。伊藤は井上の意見を受け入れ、問題は決着。

〔帝室典則(宮内省による立案：明治19年)以降の案〕

- ・女性は皇位を継承できないとする案

参 考

〔^{おうめいしゃ}嚶鳴社「女帝を立るの可否」〕(明治15年)

- ・自由民権結社である嚶鳴社において、女性天皇を可能とすることの是非につき討論(東京横浜毎日新聞に掲載)。
- ・参加者16名のうち、女性天皇についての肯定論者8名、否定論者8名。
- ・議長の決により否定論となる。

〔参考12〕女性天皇に関する現行典範制定時の帝国議会における議論

(1) 皇位継承資格を男系男子に限定した理由

過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意識に沿うと考えられること

- ・過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の確信ともいえるべきものであろうと思われる。
- ・男系によることが正しいか否かの論議は相当難しく、今後とも深い研究を要するものであるが、現在において、男系というのは皇位継承の一つの原理と考えている。
- ・女系を認めない以上、女性天皇を認めてもその子孫が皇位を継承することは不可能であり、単に女性天皇一代だけ皇位継承を繰り延べるに過ぎない。
- ・皇位は、日本国の象徴という特殊な地位であり、新憲法が定める男女同権原則の特例とされることは、当然に予想されるものである。

歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎの存在であったと考えられること

- ・歴史上の女性天皇は、男子が即位するまでの間を充たすというのが大部分で、本格的な筋合いではなく、一時の便宜に依るものといわれている。

女性天皇を可能にした場合、皇位継承順位など困難な問題があることから、的確な結論を得るのに時間を要すること

- ・女性天皇を可能にした場合、皇位継承順位における男女の順位の考え方などかなり困難な問題があることから、的確な結論を得る上で、今日、なおその時期には至っていない。

男性の皇位継承資格者が十分存在していること

- ・差し当たり男系男子たる皇胤が絶えるというおそれがないことから、女性の皇位継承を可能にすることについて、今日、現実の必要もなく、少なくともその時期ではないと考えた。

結局、女性の皇位継承を可能にするには研究が不十分であり、今後も研究していく必要があること

- ・女性の皇位継承を可能にすることについては、これまで男系を尊重してきた根本原理を探求し、皇位継承順位や皇族の範囲等の問題についても十分考えるなど、根本的な研究が必要であることから、現段階では原案によるほか適当なものを見出し得なかった。
- ・女性の皇位継承を可能にすることについては、将来の問題として、研究していくべきであり、疎かに考えているわけではない。もとより十分なる研究をいたし、正しい結論が出ればそれに従うことはいうまでもないと考えている。

(2) 女性の皇位継承を可能としてはどうかとする制定時の議論

歴史上も女性天皇の例があること

- ・我が国の歴史には女性天皇の実例があり、奈良朝を始め女性天皇の時代には我が国の文化は大きく発展したことなども考えれば、女性天皇を認めるべきである。

文化国家、平和国家の象徴としてふさわしいこと

- ・歴代の女性天皇の時代に我が国の文化は大きく発展したこと、また、憲法が平和国家を宣言したことからも、文化国家の象徴、平和国家の象徴として女性天皇を可能にすべきである。

新憲法の精神、男女平等原則に沿うこと

- ・天皇を象徴とした新憲法の精神からも、男女平等の原則からも、ただ女性であるということだけで皇位継承資格がないとする理由はなく、女性も皇位継承資格を有するようにすべきである。
- ・天皇の行為は、すべて内閣の助言と承認によるものであり、概して儀礼的・形式的なものであるので、女性天皇では著しく困難・不可能ということとはあり得ない。また、女性の摂政を可能としながら女性が皇位に即くことを認めないとするとはあり得ない。

近親の女性を優先する方が自然の感情に合致し正当であること

- ・親等の遠い皇族男子より、天皇に親等の最も近い内親王がまず皇位に即く方が自然の感情にも合致し正当であるのではないが、直系・近親を重んずる観点から女性天皇を可能にすべきである。

皇統の安泰を期するためには女性天皇を可能にする必要があること

- ・女性天皇を可能にしないと皇位の継承に行き詰まりを来たすおそれがあること、嫡出に限られて将来皇族の範囲が狭まること、こうしたことから皇統の万一ということを考え、将来の皇統の安泰を期するためには女性天皇を可能にすべきである。

[参考13] 「姓」について

(1) 7世紀末頃(律令制の導入)～明治まで

	我が国における「姓」	(参考)中国における「姓」
「姓」の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・姓は、奉仕や忠誠の度合いに応じ天皇から臣民に賜与されるもの。 ・天皇・皇族は姓を有しない。 ・姓は公式の呼称。戸籍への登録、公文書等に使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姓は、宗族(注)にもともと備わっているもの。 ・唐朝が李姓であるなど、皇帝も姓を有した。 <p>(注)「宗族」とは、中国の父系の同族集団。男系、同一祖先、同姓とされる。</p>
「姓」と父系継承の観念	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の律令制も中国の律令制を模範とし、姓は父系で継承されるべきとの観念が前提。 ・そうしたことから、支配層(貴族等)では、姓は父系で継承されるべきものと観念。 ・しかし、我が国では同姓間の婚姻を回避する観念(同姓不婚)は見られず、他方、異姓養子の例もあれば、改姓も行われるなど実態面では中国と異なる点が存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姓は、宗族にもともと備わっているものとされ、同姓とは祖先・血統を同じくすることを意味。 <ul style="list-style-type: none"> ・同姓不婚の観念が存在 ・異姓養子を否定 ・改姓を否定 ・このような意義を有する姓について、父系で継承されるべきと観念。 ・律令制もこうした観念を前提に形成。

支配層では「姓」は、ウジ名とカバネを合わせたものとされた。

[実例]

- ・藤原朝臣不比等 ... 姓は「藤原朝臣」(藤原=ウジ名、朝臣=カバネ、不比等=実名)
- ・源朝臣融 ... 姓は「源朝臣」(源=ウジ名、朝臣=カバネ、融=実名)

〔ウジとウジ名〕

- ・ウジとは、古代において、祭祀・居住地・官職などによって結合した擬制的同族集団(祖先・血統を同じくすると信じる擬制的な血縁集団ともいわれる)。
- ・大和政権では、官職・地位はウジによって世襲され、土地・人民はウジが領有。
- ・ウジ名は、ウジに対して天皇が賜与。古代のウジ名は、地名(葛城、平群、蘇我など)や職掌名(中臣(神事)、大伴・物部(軍事))に由来。

〔カバネ(姓・戸)〕

- ・カバネは、ウジの職務や家柄などの公的な地位を示すものとして、ウジの首長(氏の上)に対し、天皇から賜与されたもの。5世紀末頃に成立し、7世紀末頃までには世襲されるようになったと見られる。
- ・大化前代のカバネには、臣・連・君・別・直・造・首などがあり、ウジの出自・職業に基づいて賜与。
- ・684年に天武天皇が、皇族を中心に新たな身分秩序を規定するため「八色の姓」として、真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置を定める。

時代が進むにつれ(遅くとも平安時代後期までには)公的な呼称とされた姓とは別に私的な呼称の苗字(名字)が発生(例えば、新田義貞は、所領地名である新田に由来する苗字の「新田」に実名「義貞」を合わせた私的な呼称。公的な呼称は「源朝臣義貞」(「源朝臣」が姓(ウジ名とカバネ))。なお、苗字が使用されるようになった後も、姓(ウジ名とカバネ)が正式な呼称とされ、例えば、明治の初めまで公文書には姓と実名が使用された。

(2) 明治以降の制度の変遷

明治～現行民法制定まで

- ・太政官布告で平民に苗字を差し許す(明治3(1870)年)

この太政官布告により、平民も苗字を称することができるようになる。

- ・「姓戸」使用の停止の太政官布告(明治4(1871)年)

この太政官布告により、公文書における「姓戸」(「姓」(ウジ名とカバネ)を指す)の使用が停止され、苗字と実名のみを使用することとされた。これにより、姓の公的な場面での制度的な機能はなくなった。

- ・壬申戸籍の編製

明治5(1872)年より壬申戸籍の編製が始まる。

- ・太政官布告「平民苗字必称令」(明治8(1875)年)

この太政官布告により、国民すべてが苗字を称することとされる。

- ・明治の民法公布・施行(明治31(1898)年)

明治の民法は、戸籍を同じくする戸主と家族から構成される家を中心に立法。

「氏」は、家の名称とされた（一家一氏の原則）。
「氏」が家の名称とされたことにより、法律上は「氏」と血統とは直接の関係はなくなる。例えば、従前、支配層では「氏」の父系継承の観念から妻は生家の「氏」を称していたが、明治の民法により、夫の家に入った妻は、夫の家の「氏」を称することとなった。

明治当初は、苗字、氏、姓などが混用されていたが、「氏」が法令用語となった。

現行の民法・戸籍法(いずれも昭和 22(1947)年公布・翌年施行)

- ・ 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
- ・ 戸籍は、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製。
- ・ 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示。
- ・ 戸籍の筆頭者は、夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻。

〔参考14〕 少子化の状況

(1) 少子化

- ・ 合計特殊出生率の推移

昭和 22 (1947) 年 4.54

昭和 50 (1975) 年 1.91

平成 16 (2004) 年 1.29

合計特殊出生率とは、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当。

(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」)

(2) 晩婚化

	平均初婚年齢(1)		女性が第1子を生む年齢(2)
	男性	女性	
昭和 22(1947) 年	26.1 歳	22.9 歳	
昭和 50(1975) 年	27.0 歳	24.7 歳	平均 25.7 歳(30 歳以上は 1 割以下)
平成 15(2003) 年	29.4 歳	27.6 歳	平均 28.6 歳(30 歳以上は 3 割以上)

1 初婚年齢とは、昭和 22 (1947) 年は結婚式を挙げた時の年齢、昭和 50 (1975) 年、平成 15 (2003) 年は結婚式を挙げた時又は同居を始めた時の年齢。(厚生労働省「人口動態統計」)

2 厚生労働省「人口動態統計」

〔参考15〕 仮定に基づく出生数の試算

・現世代を5人（配偶者の数は含まない）と仮定し、一定の出生率により試算した場合、この現世代の5人の者から誕生する

〔1〕女性・女系を含めた子孫の数

〔2〕男系男子の子孫の数

は、それぞれ次のようになる。

〔1〕現世代を5人と仮定した場合に誕生する女性・女系を含めた子孫の数（試算）

< 出生率 1.29 の場合 >

	5人	
1世(子)	6.45人	(5 × 1.29)
2世(孫)	8.32人	(6.45 × 1.29)
3世(曾孫)	10.73人	(8.32 × 1.29)

< 出生率 1.5 の場合 >

	5人	
1世(子)	7.5人	(5 × 1.5)
2世(孫)	11.25人	(7.5 × 1.5)
3世(曾孫)	16.88人	(11.25 × 1.5)

< 出生率 2 の場合 >

	5人	
1世(子)	10人	(5 × 2)
2世(孫)	20人	(10 × 2)
3世(曾孫)	40人	(20 × 2)

〔2〕現世代を5人(男性)と仮定した場合に誕生する男系男子の子孫の数(平均的な値)（試算：男子が生まれる確率を1/2とする）

< 出生率 1.29 の場合 >

	5人	
1世(子)	3.23人	(5 × 1.29 × 1/2)
2世(孫)	2.08人	(3.23 × 1.29 × 1/2)
3世(曾孫)	1.34人	(2.08 × 1.29 × 1/2)

< 出生率 1.5 の場合 >

	5人	
1世(子)	3.75人	(5 × 1.5 × 1/2)
2世(孫)	2.81人	(3.75 × 1.5 × 1/2)
3世(曾孫)	2.11人	(2.81 × 1.5 × 1/2)

< 出生率 2 の場合 >

	5人	
1世(子)	5人	(5 × 2 × 1/2)
2世(孫)	5人	(5 × 2 × 1/2)
3世(曾孫)	5人	(5 × 2 × 1/2)

(注)

- 1) この試算において「出生率X」とは、1組の夫婦からX人の子が生まれることを指す。
- 2) 左欄(女性・女系含む)... 各世代の人数 × 出生率 = 次世代の人数
- 3) 右欄(男系男子限定) ... 各世代の男系男子の子孫の人数 × 出生率 × 1/2(男子が生まれる確率) = 次世代の人数
- 4) 小数点3桁以下は四捨五入。

〔参考16〕旧皇族

(1) 旧皇族

- ・昭和22年10月14日に、内廷皇族並びに秩父宮^{ちちぶ}、高松宮^{たかまつ}及び三笠宮^{みかさ}のいわゆる3直宮家を除く11宮家51方(男子26方、女子25方)が、現行典範の規定に基づいて皇籍を離脱。これらの方々を旧皇族という。

〔皇籍離脱をした11宮家〕

山階宮^{やましな} 賀陽宮^{かや} 久邇宮^{くに} 梨本宮^{なしもと} 朝香宮^{あさか} 東久邇宮^{ひがしくに} 竹田宮^{たけだ} 北白川宮^{きたしらかわ}
伏見宮^{ふしみ} 閑院宮^{かんいん} 東伏見宮^{ひがしふしみ}

- ・この皇籍離脱をした11宮家の旧皇族は、すべて北朝第3代崇光天皇の皇子^{すこう} 栄仁^{よしひと}親王から始まる伏見宮の系統に属するもので、今上天皇との関係は、今から約600年前にさかのぼる室町時代の伏見宮貞成親王^{さだふさ}を共通の祖先とするというもの。

今上天皇と皇籍離脱をした旧皇族男子(26方)との関係

- ・世数では、今上天皇は北朝第3代崇光天皇の21世孫、皇籍離脱をした旧皇族男子は崇光天皇の18～20世孫。
- ・親等では、貞成親王(崇光天皇の孫)を共通の祖先とすることから、今上天皇と皇籍離脱をした旧皇族男子とは35～37親等の隔りがある。

(遠い傍系継承の例については〔参考8〕参照)

(2) 皇籍離脱の理由

- ・皇籍離脱を審議した皇室会議(昭和22.10.13)における片山哲議長(内閣総理大臣)の説明

「……今次戦争が終結しました直後より、皇族のうちから、終戦後の国内国外の情勢に鑑み、皇籍を離脱し、一国民として国家の再建に努めたいという御意思を表明せられる向があり、宮内省におきましても、事情やむを得ないところとして、その御意思の実現をはかることとなり…(中略)…、これに必要な準備が整いましたので、本日皇室会議の議に付することとなつた次第であります。

皇籍離脱の御意思を有せられる皇族は、後伏見天皇より二十世乃至二十二世(注1)を隔てられる方々でありまして、今上陛下(注：昭和天皇)よりしましは、男系を追いますと四十数世(注2)を隔てていられるのであります。これらの方々が、これまで宗室を助け、皇族として国運の興隆に寄与して参り

ました事績は、まことに大きいものでありましたが、戦後の国外国内の情勢就中新憲法の精神、新憲法による皇室財産の処理及びこれに関連する皇族費等諸般の事情から致しまして、この際これらの方々の皇籍離脱の御意思を実現致しますことが適当であるという状況にあると考えられるのであります。」

(引用は原文のまま。新字体等に統一。)

(注1)

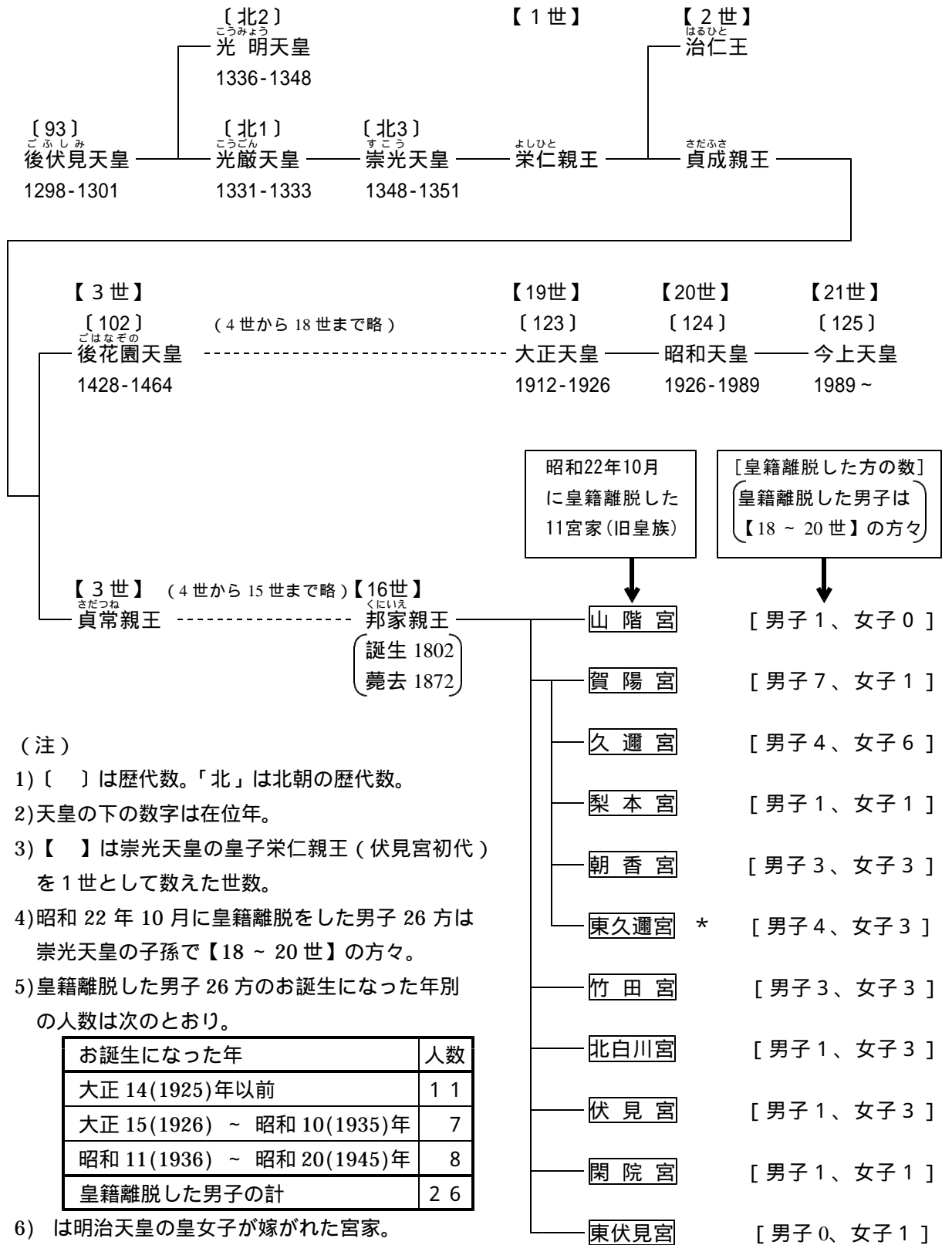
- ・皇籍離脱をした旧皇族男子は北朝第3代崇光天皇の18～20世孫となる方々であるが、崇光天皇の祖父である第93代後伏見天皇から世数を数えると20～22世孫となる。この後伏見天皇を基準として数えた世数に基づいて、皇室会議における議長の説明は行われている。

(注2)

- ・昭和天皇(議長の説明における「今上陛下」のこと)と旧皇族男子との隔たりを後伏見天皇を基準にしてみると、昭和天皇は後伏見天皇の22世孫であり、また、旧皇族方は後伏見天皇の20～22世孫であることから、これらの世数を合わせれば40数世隔てられているということになる。

(現行の皇籍離脱制度については〔参考 17〕(3)参照)

◎ 昭和22年10月に皇籍離脱をした旧皇族（11宮家51方）の系統



- (注)
- 1) [] は歴代数。「北」は北朝の歴代数。
 - 2) 天皇の下の数字は在位年。
 - 3) 【 】は崇光天皇の皇子栄仁親王（伏見宮初代）を1世として数えた世数。
 - 4) 昭和22年10月に皇籍離脱をした男子26方は崇光天皇の子孫で【18～20世】の方々。
 - 5) 皇籍離脱した男子26方のお誕生になった年別の人数は次のとおり。

お誕生になった年	人数
大正14(1925)年以前	11
大正15(1926)～昭和10(1935)年	7
昭和11(1936)～昭和20(1945)年	8
皇籍離脱した男子の計	26

- 6) は明治天皇の皇女子が嫁がれた宮家。
- 7) *は昭和天皇の皇女子が嫁がれた宮家。
- 8) 香淳皇后は久邇宮邦彦王の第1女子で昭和天皇とご結婚。

〔参考17〕 皇籍離脱・皇籍復歸の否定の歴史と制度

- ・「皇籍離脱」「しんせきこうか臣籍降下」とは皇族の身分を離れること。
- ・「皇籍復歸」とは皇族の身分に戻ることに。

(1) 江戸時代まで

しせい賜姓による臣籍降下(皇籍離脱)

- ・奈良時代中頃から、天皇から姓を賜って皇籍離脱(「賜姓による臣籍降下」という。)をする皇子孫の例が増え始め、平安時代以降、皇子孫の賜姓による臣籍降下が本格的に行われるようになった。
- ・賜姓による臣籍降下は、一般的には、皇族の増加に伴う財政的な観点から行われた。

【賜姓による臣籍降下の例】

- ・平安時代初期の815年、第52代嵯峨さが天皇は、4皇子、4皇女に源朝臣みなもとのおそんの姓を賜って臣籍降下をさせた(いわゆる賜姓源氏の始まり)。

皇籍復歸

〔歴史上の通例〕

- ・いったん皇籍離脱をした者は皇籍に復歸しないこと、また、皇籍離脱をした者の子孫は皇族となることはないことが歴史上の通例。
- ・これは、皇族と皇族でない者との区別を曖昧にしないためのもの(皇統に属する者は皇族以外にも多数存在)。

〔歴史上の例外事例〕

- ・例外として皇籍に復歸した事例は、以下の3つの事情に分けられるが、いずれも限定的な事例。
 - ・懲戒等により皇籍を剥奪されたが、後に許されて皇籍に復歸した事例
 - ・皇籍復歸と同日に再び皇籍離脱をした事例(一時的・名目的な皇籍復歸)
 - ・皇子・皇孫・皇曾孫という天皇の近親者が皇籍に復歸した事例
- ・例外事例のうち皇位継承に関係したのは、平安時代の第59代宇多天皇に関係した事例のみ。

【第59代宇多天皇(在位887～897年)の事例】

- ・宇多天皇は、時の天皇である第58代光孝天皇の皇子であったことから、3年間の皇籍離脱の後、皇位継承を目的に、887年に親王宣下を蒙って皇籍に復歸し、皇太子となって、即位したもの(皇籍復歸後に即位した唯一の事例)。
- ・宇多天皇の即位に伴い、天皇の同母兄妹が、891年に親王宣下を蒙って皇籍に復歸し、親王・内親王となった。

- ・ 皇籍離脱をした者の子で、その後皇族となった事例は、宇多天皇の子の事例が見られるのみ。

【 宇多天皇の子の事例 】

- ・ 宇多天皇が皇籍離脱していた間に誕生した子(敦仁^{あつぎみ}・齐中^{ときなか}・齐世^{ときよ}の3人)が、父である宇多天皇が皇籍に復帰し、即位したことから、889年に親王宣下を蒙ったもので、宇多天皇の即位と密接不可分の事例。
- ・ なお、敦仁親王は、後に第60代醍醐天皇として即位。

(2) 明治典範(明治22年~昭和22年)

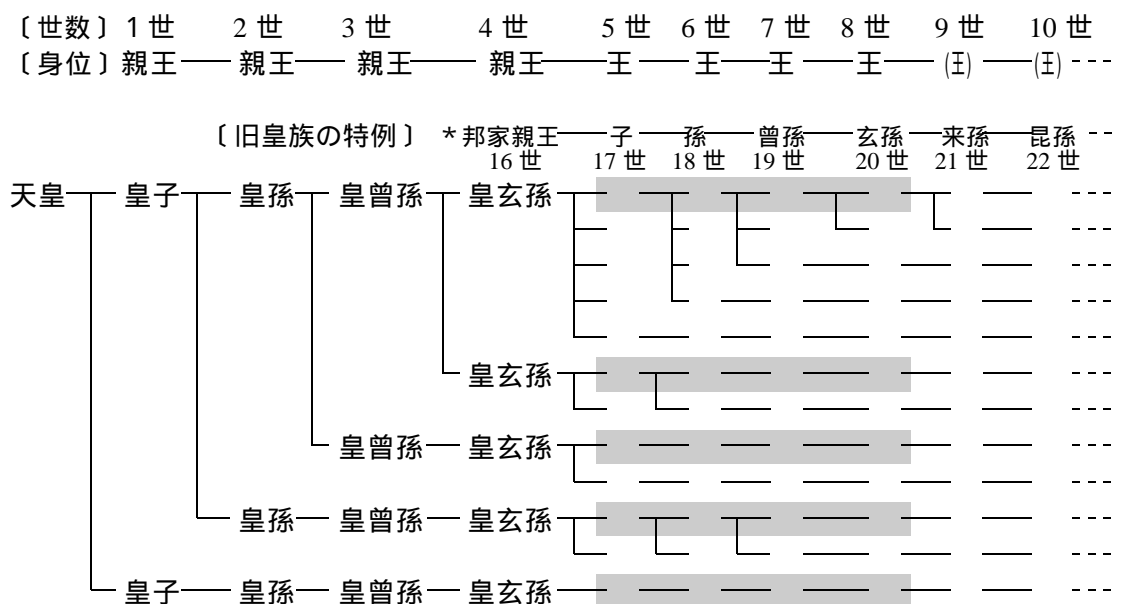
明治典範増補(明治40年)による皇籍離脱の制度化

- ・ 明治典範は永世皇族制を採用したが、皇籍離脱については、皇族女子の婚姻による離脱以外については、定めていなかった。
- ・ その後、明治40年に、王(5世以下の男子のこと)は勅旨又は本人からの願いにより家名を賜って華族になることができるとする皇籍離脱制度を創設。
- ・ 皇族の増加に伴う皇室経済の問題等を背景に、皇族の範囲を天皇の血筋に近い者に実質的に限定したもの。
- ・ 大正9年には、明治典範増補による皇籍離脱制度の運用の基準として、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を制定。これにより、王については、原則として、長男の系統の8世までを皇族とし、それ以外は皇籍離脱することとされた。

世数は、天皇の子(皇子)を1世、孫(皇孫)を2世、曾孫^{そうそん}(皇曾孫)を3世、玄孫^{げんそん}(皇玄孫)を4世...というように数える。

明治典範では、天皇の子孫のうち1世~4世の男子を親王・女子を内親王とし、5世以下の男子を王・女子を女王としている。

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に基づく王の離脱の適用例



(注)

〔施行準則の原則〕

- ・親王(皇子～皇玄孫)は皇籍離脱をしない。
- ・王(5世以下の皇孫)のうち、 は施行準則によっては皇籍離脱をしない方、
は皇籍離脱をする方、 は誕生した時から皇族でない方。

〔旧皇族の特例〕

- ・旧皇族はすべて崇光天皇の16世孫である邦家親王(伏見宮)の子孫であったため施行準則をそのまま適用した場合には、全員が皇籍離脱をすることとなった。そこで、邦家親王の子(17世)を、特例として、5世王とみなして施行準則を準用することとされた。
- ・すなわち、旧皇族については、11の宮家それぞれについて長男の系統のみ17世～20世までを皇族とし()、それ以外の方は皇籍離脱をする()こととされた。
- ・その結果、17～20世であっても次男以下の系統は皇籍離脱をする()こととされていた。また、長男の系統も21世は皇籍離脱をする()こととされていたので22世以降は誕生したときから皇族ではない()こととされていた。

(適用例「*」参照)

- ・昭和21年には、明治典範増補を改正し、内親王・女王にも皇籍離脱制度を創設。

明治典範増補は、皇籍復帰を明文の規定で否定

- ・皇族と皇族でない者との区別を曖昧にしないため。

明治典範増補(明治40年)第6条は「皇族ノ臣籍ニ入リタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス」と規定。

- ・『皇室典範増補條項義解』(宮内庁書陵部所蔵)の第6条の注釈(抜粋)

「…上下ノ名分一タヒ定リテ復變易スヘカラサルハ我カ肇國以來ノ通義トス中
世一ニ臣列ニ降リシ皇族ニシテ復親王トナリ或ハ竟ニ皇祚ヲ踐ミタマヒシ宇多天皇
例ナキニ非スト 雖以テ永世率由スヘキ恆範ト爲スヘカラス故ニ本條八分義ノ正
シキニ從ヒ宗潢ノ貴ト雖降リテ臣籍ニ入リタル者ハ再皇族ニ陞スヲ容ルササ
ルノ制ヲ取レリ」

(3) 現行典範(昭和22年～)

意思に基づく皇籍離脱(現行典範第11条第1項)

- ・15歳以上の内親王・王・女王は、その意思に基づき、皇室会議の議により、皇籍離脱をする。

やむを得ない特別の事由による皇籍離脱(現行典範第 11 条第 2 項)

- ・親王(皇太子・皇太孫を除く)、内親王・王・女王は、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇籍離脱をする。

皇籍復帰の否定(現行典範第 15 条)

- ・皇籍離脱をした者の皇籍復帰を否定(明治典範増補を踏襲)。

[参考18] 憲法第 2 条の「世襲」について

(1) 憲法・皇室典範の関係条文

	日本国憲法・現行典範	大日本帝国憲法・明治典範
憲法	第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。 第 2 条 皇位は、 <u>世襲</u> のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。	第 1 条 大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス 第 2 条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ <u>皇男子孫</u> 之ヲ継承ス
皇室典範	第 1 条 皇位は、皇統に属する <u>男系</u> の <u>男子</u> が、これを継承する。	第 1 条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ <u>男系ノ男子</u> 之ヲ継承ス

(2) 帝国議会・国会における説明

金森徳次郎国務大臣(昭和 21.7.8 衆議院帝国憲法改正案委員会)

此ノ憲法ノ他ノ条文ニモアリマスルヤウニ、男女ノ性カラ来ル諸般ノ変化ハ、根本的ナ支障ガナイ限リハ其ノ差別ヲ置カナイト云フコトガ、物ノ本体ト思フ訳デアリマス、ソコデ皇位ノ継承ニ付キマシテモ、皇位ト云フコトノ根本ノ性質ト組合セテ、如何ニ此ノ問題ヲ扱フカト云フコトハ、新シイ問題トシテ之ヲ研究シナケレバナラヌト思ツテ居リマス、サウ云フ研究ヲモ含ミツツ、此ノ第二条ニハ其ノ制限ガ除カレテ居リマスルガ故ニ、憲法ノ建前トシテハ、皇男子、即チ男女ノ区別ニ付キマシテノ問題ハ、法律問題トシテ自由ニ考ヘテ宜イト云フ立場ニ置カレル訳デアリマス、実際ドウナルカト云フコトハ是カラノ問題デアリマス、其ノ意味ニ於テ文字ノナイコトハ理由ガアル訳デアリマス

「皇男子孫ト云フモノヲ(注：日本国憲法第 2 条の)草案デハ特ニ省イタト云フ理由ガ何カゴザイマスカ」との質問に対する答弁。

金森徳次郎国務大臣(昭和 21.7.5 衆議院帝国憲法改正案委員会)

私ガ天皇ト申シマシタノハ、血統ノ繋ガリノ中ニオイデニナル人トシテノ天皇ヲ念頭ニ置イテ御説明ヲ申上ゲテ居ツタ訳デアリマス

金森徳次郎国務大臣（昭和 21.9.10 貴族院帝国憲法改正案特別委員会）

本質的ニ八現行ノ憲法(注：大日本帝国憲法)ト異ナル所ハナイト考ヘテ居リマス、唯現行憲法ハ万世一系ト云フガ如キ多少比喩的ナ文言ヲ使ツテ居リマシテ、現実的ナル言葉デハアリマセヌ、ソレヲ現実世界ノ素朴ナル言葉ニ表ハスト云フコトガ主眼トナツテ居リマス

「……世襲ノモノデアルト云フコトハ一体ドンナモノデセウ、ドウ云フ意味ナンデセウカ、所謂今日ノ現行憲法（注：大日本帝国憲法）ニ於ケル万世一系ト云フノト違フノデアリマセウカ……」との質問に対する答弁。

金森徳次郎国務大臣（昭和 21.12.18 貴族院皇室典範案特別委員会）

憲法の中の世襲と云ふ文字は、成る程万世一系と云ふことを表す文字とは違つて居りまするけれども、斯様な文字の中に含めました意味は、万世一系と云ふ考であつた訳であります。

真田秀夫内閣法制局長官（昭和 54.5.8 参議院内閣委員会）

……この言わんとするところは、皇位の世襲はこれは永遠に行われるべきものであるという思想をここへ端的に出したんだらうと思います。

「旧憲法(注：大日本帝国憲法)にあらわされていた万世一系というのはこれほどいうことですか」との質問に対する答弁。

山本悟宮内庁次長（昭和 54.5.8 参議院内閣委員会）

……一系という言葉、なかなかむずかしい内容もあろうかと存ずるわけですが、きわめて端的に申し上げまして、世襲により代々続いていくと、これは血統によって続いていくと、こういうような関係にありますことが一系ということによってあらわされているというように存じます。

「旧憲法(注：大日本帝国憲法)にあらわされていた万世一系というのはこれほどいうことですか」との質問に対する答弁。

(以上、～ の引用は原文のまま。新字体等に統一。)

〔参考19〕 国事行為の臨時代行

(1) 制度の趣旨

- ・天皇が、精神若しくは身体の疾患、事故があるため、自ら国事行為を行うことができない場合に、他の者に国事行為を代行させる制度。
- ・国事行為の臨時代行は、日本国憲法第4条第2項の規定に基づき制定された「国事行為の臨時代行に関する法律」に従って行われる。
- ・国事行為の臨時代行は、次の順位に従って皇族が行う。

1. 皇太子又は皇太孫

2. 親王及び王（皇位継承の順序に従う）
3. 皇后
4. 皇太后
5. 太皇太后
6. 内親王及び女王（皇位継承の順序に準ずる）

日本国憲法第4条第2項

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項

天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和22年法律第3号）第17条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

（2）臨時代行が置かれた事例

- ・ 天皇のご病気ご療養に伴い、皇太子・親王が国事行為を臨時に代行
- ・ 天皇の外国ご訪問に際して、皇太子が国事行為を臨時に代行

〔参考20〕歴代の女性天皇と宮中祭祀

- ・ 歴代の女性天皇は10代8方であるが、7世紀の持統天皇以降の7代6方を見ると、だいじょうざい大嘗祭については、大嘗祭そのものが中断されていた時期（16世紀初から17世紀後半まで）の明正天皇を除き、にいなめさい新嘗祭については、8世紀の孝謙天皇による挙行が史料から推定され、それ以降も新嘗祭が中断されていた時期（15世紀前半から17世紀後半まで）の明正天皇を除き、挙行の例が確認できる。

「大嘗祭」とは、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、こうそ新穀を皇祖（あまてらすおおみかみ天照大神）及び天神地祇（てんじんちぎすべての神々）にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式。皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式。

「新嘗祭」とは、毎年、天皇が新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式。

〔参考21〕 家族に関する制度・意識の変化等

(1) 明治民法と現行民法

明治民法（明治 31 年施行）	現行民法（昭和 23 年施行）
<p>【家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸主及び家族は、家の氏を称する。 ・ 戸主は、家の長であり、非嫡出子を家へ入れることへの同意権、家族の婚姻・養子の同意権等を有する。 ・ 戸籍は、戸主を本とし、家ごとに編製。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家という法律上の制度はない。 ・ 戸籍は、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製。
<p>【婚姻】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻により、妻は夫の家に入る（入夫婚姻・婿養子の場合、夫は妻の家に入る）。 <p>〔入夫婚姻〕</p> <p style="padding-left: 2em;">女戸主である妻の家に夫が入る婚姻であり、当事者が婚姻時に反対の意思表示をした場合を除き、夫が戸主となる。</p> <p>〔婿養子縁組〕</p> <p style="padding-left: 2em;">養子縁組と同時に養子と養親の娘との婚姻が行われ、養子に伴い養親の嫡出子としての身分を取得。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。 ・ 婚姻により、新戸籍を編製。婚姻により氏を変えなかった者が戸籍の筆頭者となる。
<p>【相続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸主が死亡・隠居したとき、女戸主の入夫婚姻の場合等に家督相続が開始。 ・ 戸主の財産は、その身分と共に単独相続（家督相続）。 ・ 家族のいずれに属するか明らかでない財産は戸主のものと推定。 ・ 家督相続は、基本的には以下の順。 <ul style="list-style-type: none"> 嫡出男子 庶出男子 （庶子…非嫡出子のうち、父が認知した子は庶子となる） 嫡出女子 （以下略） （ ~ それぞれの中では年齢順） ・ なお、戸主以外の者（家族）の遺産は、子による均分相続（ただし、非嫡出子は2分の1）が基本。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産は、配偶者及び子（子の間では均分。ただし、非嫡出子は2分の1）による相続が基本。

(2) 家族に関する意識の変化等

相続についての意識の変化

・「親の遺産を相続する場合、長男や跡取りに他の兄弟よりも多く分けるようにした方が良いと思うか（昭和43年）」（内閣総理大臣官房広報室調査）

昭和43年

- ア)長男、跡取りは多く ----- 55.8%
- イ)長男、跡取りは多くする必要はない ----- 32.9%
- ウ)わからない ----- 11.3%

・「将来、子供に対して遺産をどのように分けたいと思うか（平成13年）」

（内閣府国民生活局調査）

平成13年

- ア)長男だけ ----- 2.3%
 - イ)長男になるべく多く ----- 7.5%
 - ウ)なるべく子供全員均等に ----- 62.0%
 - エ)同居・介護をしてくれた子供になるべく多く ----- 23.3%
 - オ)同居・介護をしてくれた子供だけ ----- 3.2%
 - カ)その他・無回答 ----- 1.7%
- (計 9.8%)

女性の社会進出についての意識の変化

・「『夫は外で働き、妻は家を守る』という考えについてどう思うか」

（内閣総理大臣官房広報室調査、内閣府大臣官房政府広報室調査）

区 分	賛・否	昭和47年	平成16年	-
男 性	賛成	83.8 %	49.8 %	34.0
	反対	8.7 %	43.3 %	+ 34.6
	わからない	7.5 %	7.0 %	-
女 性	賛成	83.2 %	41.3 %	41.9
	反対	10.2 %	53.8 %	+ 43.6
	わからない	6.6 %	5.0 %	-

端数調整のため合計が100%にならないところがある。

女性の社会進出の状況

・「各分野における女性の割合」

(総務省「労働力調査」、衆議院・参議院各事務局資料、人事院資料、総務省「国勢調査」)

区 分	昭和 50 年	平 成
就業者全体	37.4 %	41.3 % (16 年)
衆議院議員	1.5 %	7.1 % (16 年)
参議院議員	7.2 %	14.6 % (16 年)
国家公務員の管理職	0.3 %	1.5 % (15 年)
管理的職業従事者	5.3 %	9.7 % (15 年)
医師	10.1 %	15.6 % (12 年)
裁判官・検察官・弁護士	2.9 %	10.7 % (12 年)
公認会計士・税理士	2.8 %	10.2 % (12 年)

〔参考22〕 女性天皇に関する世論調査

(1) 女性天皇に対する意識の変化

(単位：%)

調 査 年 月	昭和 50 年 12 月	昭和 59 年 12 月	平成 10 年 4 月	平成 15 年 6 月	平成 17 年 10 月
天皇に女子がなってもよい	31.9	26.8	49.7	76.0	83.5
天皇は男子に限るべきだ	54.7	52.2	30.6	9.6	6.2
特に関心がない	8.1	18.0	17.5	12.7	9.3
その他	0.2	0.2	0.4	0.4	0.2
わからない・無回答	5.1	2.8	1.8	1.3	0.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(共同通信社と主要加盟社で組織する「日本世論調査会」が実施した面接世論調査の結果による。)

(2) 男系継承の維持について

「女性天皇は歴史的に例がありますが、その子どもが皇位を継承した例はありません。天皇家の有史以来の伝統である男系の継承を今後維持すべきかどうか、あなたはどのように考えますか。」

- ア) 男系の伝統を守るべきだ ----- 4.4 %
- イ) できれば男系の血筋継承が望ましい ----- 18.3 %
- ウ) 男系にこだわる必要はない ----- 74.0 %
- エ) 分からない ----- 3.4 %

(時事通信世論調査「皇位継承方法に関する世論調査結果」による。面接方式。平成 17 年 6 月 9 日～ 12 日に実施。)

〔参考23〕 皇位継承順位の歴史と制度

（1）江戸時代まで

皇位継承の類型

- ・時代時代の社会情勢、価値観等に応じて様々な形がとられてきたが、歴史全体の流れとしては、直系継承へと向かい、直系継承が伝統の軸となっていった。

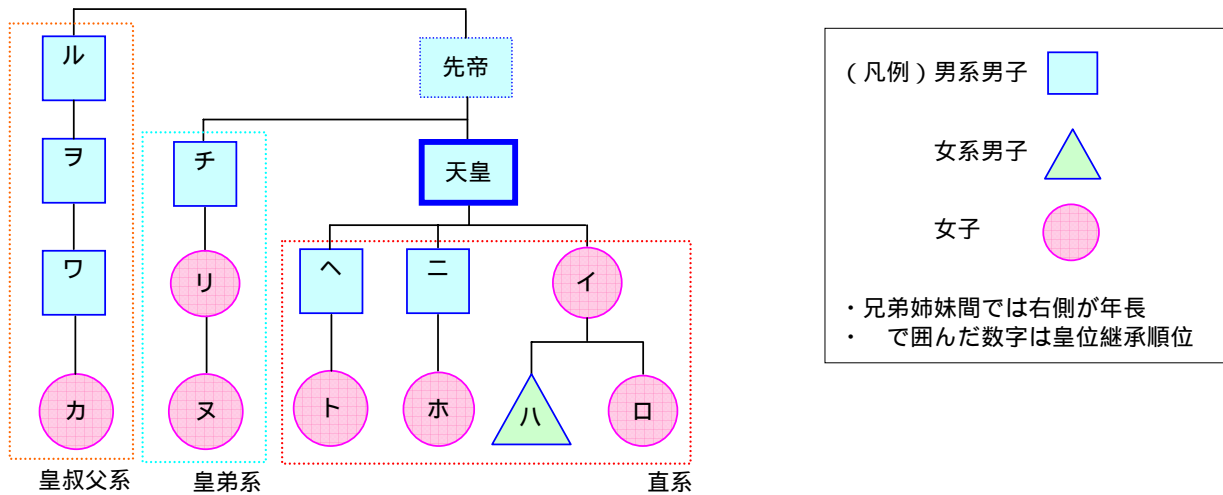
「初代神武天皇～第125代今上天皇」までの124継承例

- ・直系継承 69例
- ・兄・姉・弟間の継承 27例
- ・その他の継承 28例

（ 「その他の継承 28例」のうち遠い傍系継承の例については〔参考8〕参照）

(2) 明治典範・現行典範 (現行制度)

- ・ 皇位継承順位は、直系優先・長系優先・近親優先。



【考え方】

(1) 男系男子限定

継承資格を男系男子 (二、へ、チ、ル、ヲ、ワ) に限定する。

(2) 直系

直系〔天皇の子 (二、へ) とその子孫 (ここでは男子子孫不在) 〕を、傍系である皇弟系や皇叔父系に優先する (直系優先) 。

天皇の子の中では、
 ・天皇の長男 (二)
 ・天皇の次男 (へ)
 の順に順位を設定する (長系優先) 。

傍系の中では、皇弟系を皇叔父系に優先する (近親優先) 。

(3) 皇弟系

天皇の直系子孫の次に、天皇の弟 (チ) とその子孫 (ここでは男子子孫不在) を優先する。

(4) 皇叔父系

天皇の弟とその子孫の次に、天皇の叔父 (ル) とその子孫 (ヲ、ワ) を優先する。

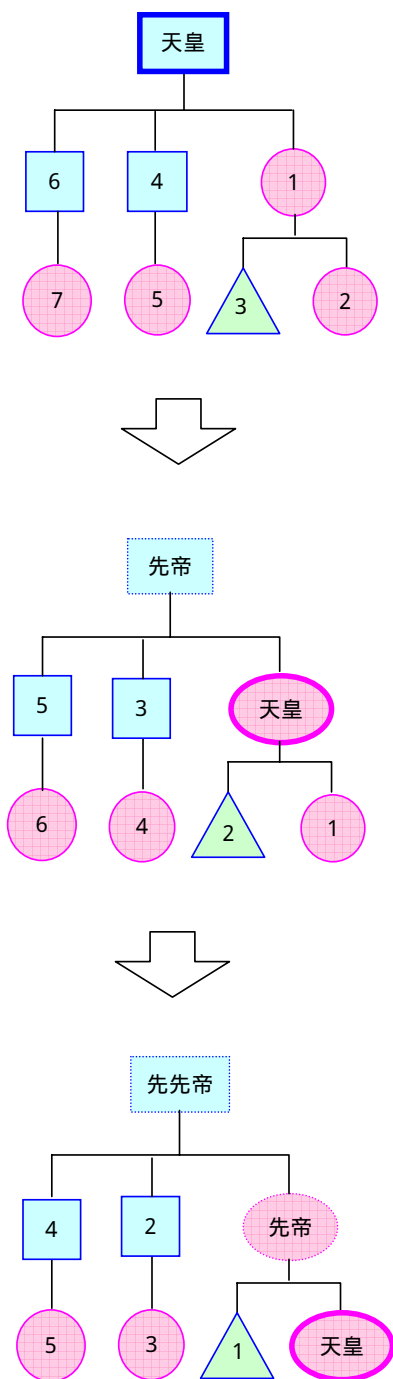
〔参考24〕 皇位継承資格を女子や女系の皇族にも拡大する場合の皇位継承順位の考え方

考え方	系図例 (説明の便宜のための架空のもの)	特徴等
長子優先		<p>男女を区別せずに順位を設定</p> <p>兄弟姉妹間では、出生順に継承順位が決まる。</p> <p>男女を問わず直系子孫がいる限り、直系で世代間の継承が行われる。</p>
兄弟姉妹間で男子優先		<p>皇位継承(お代替わり)があっても、継承順位が繰り上がるだけで、それに伴う逆転は生じない。</p> <p>傍系で子供が生まれても、直系子孫の順位に影響はない。</p> <p>兄弟姉妹間で男子を優先して順位を設定</p> <p>兄弟姉妹間で女子の後に男子(その女子の弟)が誕生した場合、その男子が優先され、順位が変動する。</p>
男子優先		<p>天皇の直系子孫(子や孫)であることよりも、男子や男系男子であることを優先。</p> <p>直系の女子(又は女子や女系男子)よりも傍系の男子(又は男系男子)が優先されるため、傍系への移動が起こりやすい。</p> <p>傍系継承の場合、皇位継承前の継承順位に逆転が生じることがある。</p> <p>傍系に男子(又は男系男子)が誕生した場合、直系の女子(又は女子や女系男子)よりも先順位となるため、順位が変動する。</p> <p>兄弟姉妹間でも女子の後に男子(その女子の弟)が誕生した場合、その男子が優先され、順位が変動する。</p>
男系男子優先		<p>- 1の場合は、母(女性尊属)よりも、その男子(男性卑属)が上位となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>□ 男系男子</p> <p>△ 女系男子</p> <p>○ 女子</p> </div>

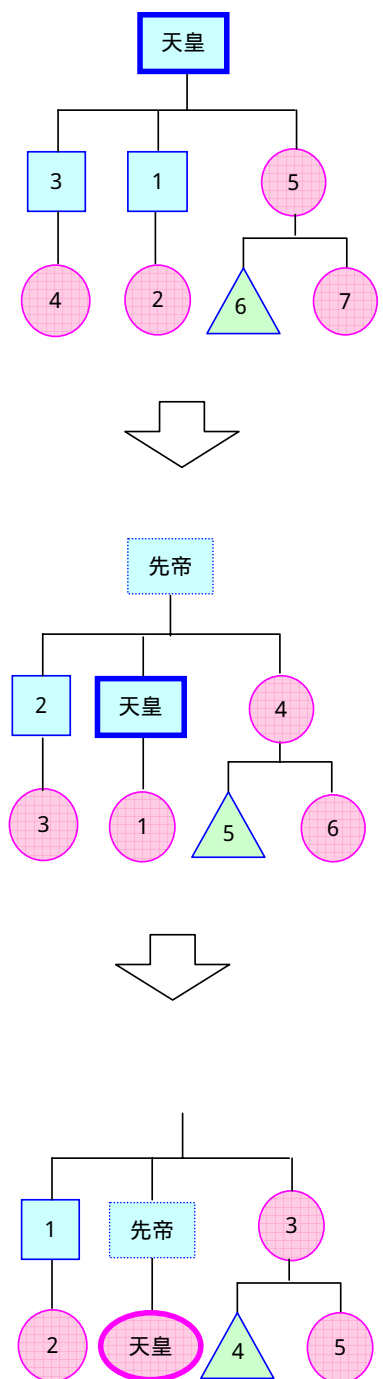
[参考25] 皇位継承に伴う皇位継承順位の変動の有無等(4つの考え方の対比)

長子優先の考え方

兄弟姉妹間で男子優先の考え方



皇位継承に伴う順位の変動なし



皇位継承に伴う順位の変動なし

(凡例)

- 男系男子 □
- 女系男子 ▲
- 女子 ●

- ・兄弟姉妹間では右側が年長
- ・数字は皇位継承順位

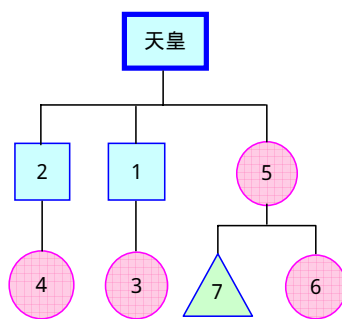
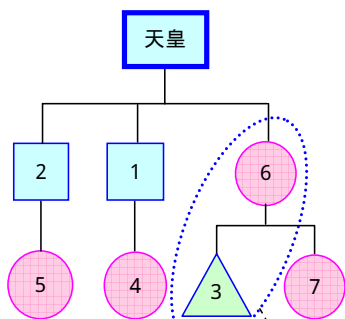
男子優先の考え方

男系男子優先の考え方

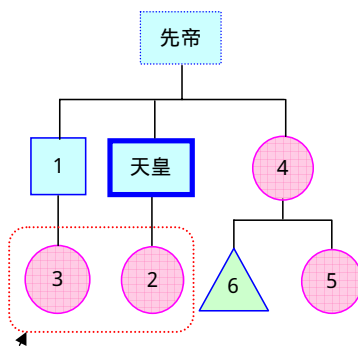
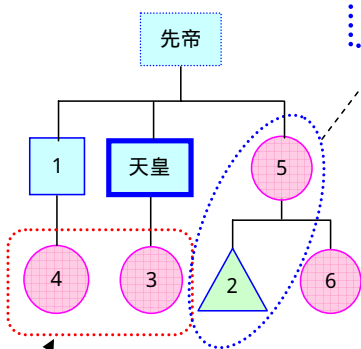
(凡例)

- 男系男子
- 女系男子
- 女子

- ・兄弟姉妹間では右側が年長
- ・数字は皇位継承順位

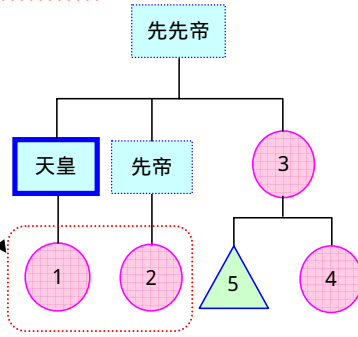
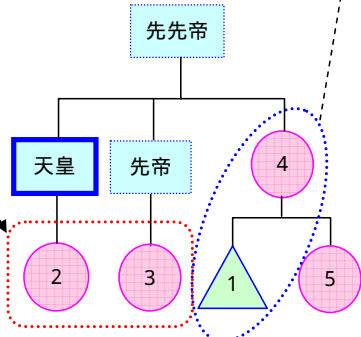


子の継承順位が、親よりも上位



皇位継承に伴う順位の変動あり

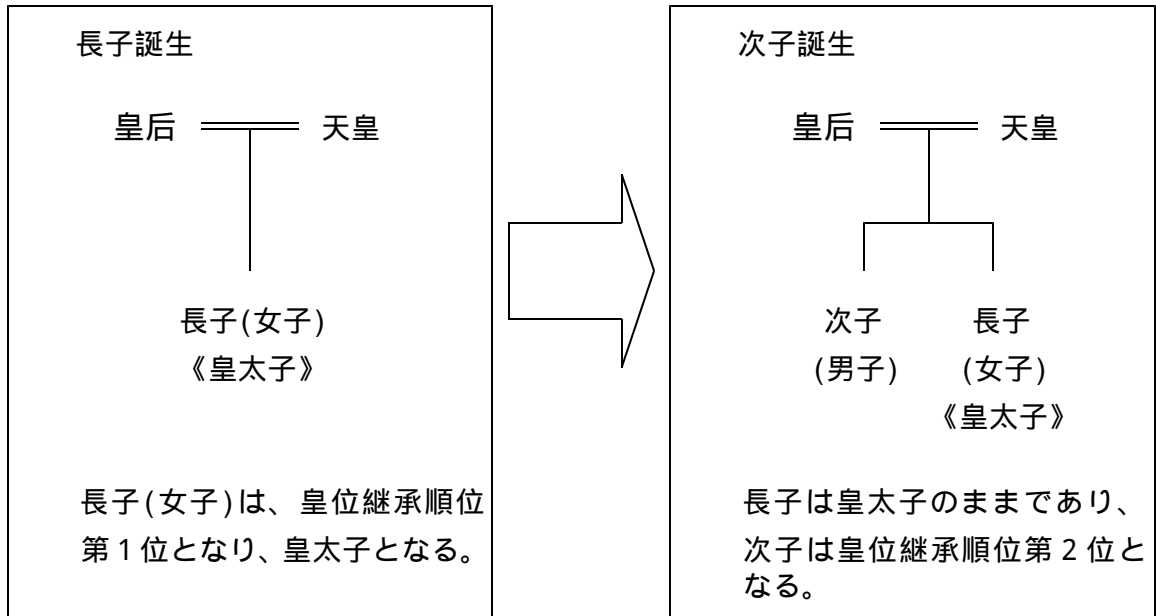
皇位継承に伴う順位の変動あり



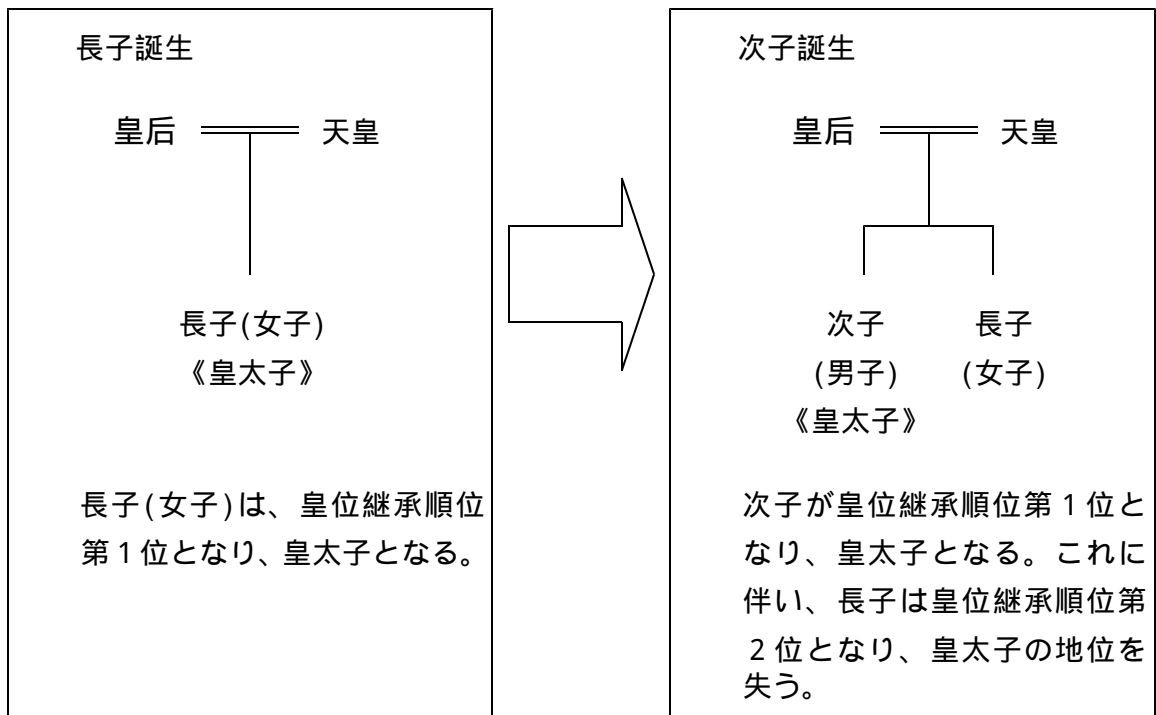
〔参考26〕皇位継承順位の考え方と皇太子の地位

- ・ 長子が女子、次子が男子の場合、皇太子となる皇族については、皇位継承順位の考え方により、下記のような相違が生ずる。

(1) 長子優先の考え方の場合



(2) 兄弟姉妹間で男子優先の考え方の場合



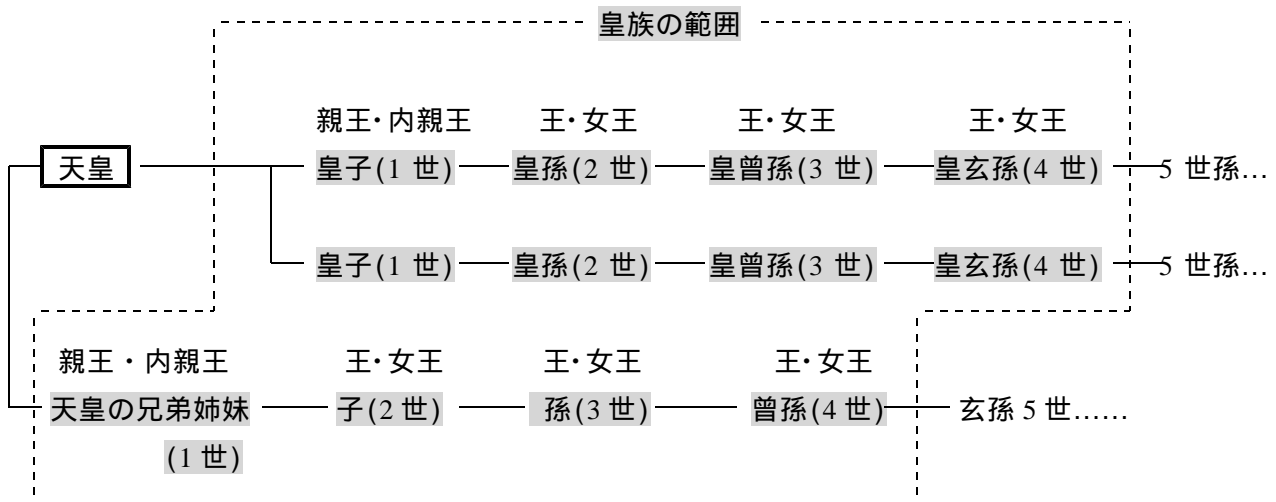
〔参考27〕皇族の範囲の歴史と制度

(1) 江戸時代まで

律令による規定

- ・ 天皇の皇子及び兄弟姉妹を1世とし、4世までの子孫を皇族とした(皇族の範囲を世数で限定)。
- ・ 皇族のうち天皇の皇子及び兄弟姉妹を親王・内親王(1世)とした。
- ・ 皇族のうち皇孫(2世)、皇曾孫(3世)、皇玄孫(4世)を王・女王とした。また、天皇の兄弟姉妹については、その子(2世)、孫(3世)、曾孫(4世)を王・女王とした。

【律令による皇族の範囲】



親王宣下

- ・ 平安時代以降、律令の規定にかかわらず、天皇の子孫のうち、親王とするとの詔を受けた者のみを親王とする「親王宣下」が慣例化。

世襲親王家

- ・ 鎌倉時代以降、代々親王宣下を受けて宮家を世襲する世襲親王家が成立。

世襲親王家からは以下の3代の天皇が即位(いずれも天皇から3世までの皇子孫)

- ・ 第102代後花園天皇(在位1428～1464年 室町時代)
北朝第3代崇光天皇の皇曾孫(3世孫)で伏見宮から即位
- ・ 第111代後西天皇(在位1654～1663年 江戸時代)
第108代後水尾天皇の皇子(1世)で高松宮(後の有栖川宮)から即位
- ・ 第119代光格天皇(在位1779～1817年 江戸時代)
第113代東山天皇の皇曾孫(3世孫)で閑院宮から即位

(2) 明治典範(明治22年～昭和22年)

永世皇族制

- ・皇室の基盤を確立することが求められたことなどから永世皇族制(天皇・皇族の子孫は、永世にわたって皇族となるという制度)を採用。

皇籍離脱制度

- ・皇族の増加に伴う皇室経済の問題等を背景に、明治40年に王について制度化。
([参考17](2) 参照)

親王・内親王の範囲

- ・親王・内親王を天皇の4世までの子孫とし、5世以下の子孫を王・女王とした。

非嫡出子も皇族([参考10](1) 参照)

(3) 現行典範(昭和22年～)

永世皇族制を踏襲(現行典範第5条、第6条)

- ・皇族の範囲については、形式的な規定をもって限定することはすぐわないため、永世皇族制を採った上で、その時々の実情を踏まえ、皇籍離脱制度の運用により適切に対応していくこととされたもの。([参考17](3) 参照)

親王・内親王の範囲の限定(現行典範第6条)

- ・親王・内親王を天皇の2世の子孫まで(皇子・皇孫まで)に限定し、3世以下の子孫は王・女王とする。
- ・明治典範では4世までだった親王・内親王の範囲を2世までに限定した理由は、皇位継承に密接に関係するのは2世までと考えられたため。

皇族を嫡男系嫡出子に限定(現行典範第6条)([参考10](2) 参照)

[参考28] 天皇・皇族の婚姻

(1) 江戸時代まで

- ・皇后は内親王より選定されることが原則だったが、奈良時代以降、皇族以外の女子が皇后となることも多く行われた。
- ・皇族以外の女子が天皇・皇族と婚姻をしても皇族とはならなかった。
- ・皇族女子は、天皇・皇族以外の者と婚姻をしても皇族の身分を保持した。

(2) 明治典範(明治22年～昭和22年)

- ・天皇・皇族の婚姻の対象を、皇族か特定の華族に限定。
- ・皇族以外の女子が天皇・皇族と婚姻をした場合は、皇族となる。
- ・天皇・皇族以外の者と婚姻をした皇族女子は皇籍を離脱する(女性は男性の身分に従うとされたため)。

明治典範第44条は、「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス」と規定。

・『皇室典範義解』の第44条の注釈(抜粋)

「…女子ノ嫁スル者ハ各々其ノ夫ノ身分ニ従フ故ニ皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス…」

(3) 現行典範(昭和22年～)

- ・皇族以外の女子が、天皇・皇族と婚姻をした場合、皇族となることについては、明治典範を踏襲(現行典範第15条)。
- ・天皇・皇族の婚姻の対象については、明治典範と異なり限定しないこととなった(明治典範は皇族か特定の華族に婚姻の対象を限定)。
- ・明治典範と同様、天皇・皇族以外の者と婚姻をした皇族女子は、皇籍を離脱することとされた(現行典範第12条)。その理由については、皇位継承資格を男系に限ったことに由来するものとされた。

[参考29] 天皇・皇族と養子

(1) 江戸時代まで

- ・天皇・皇族による養子の例は、次の4つに大別される。
 - ・皇位の直系継承を擬制することを目的として、養子をするもの。
 - ・親王宣下を目的として、養子をするもの。
 - ・世襲親王家や寺家等の家の継承を目的として、養子をするもの。
 - ・天皇・上皇が、特別の恩寵により、皇族を養子とするもの。
- ・天皇・皇族が養子をする場合、皇族を養子とするのが通例。
- ・なお、皇族でない者(皇籍離脱をした者を含む。)が天皇・皇族の養子となっても、それによって皇族になることはなかった。養子は親子関係を擬制するものであって、養子をする事自体は皇族という身分を与えるものではなかったため。

皇籍を離脱した者（元皇族）が天皇・皇族の養子となっても、養子となるだけでは皇籍には復帰しない。別に、親王宣下を蒙れば皇籍に復帰する。

天皇・皇族が、皇族でない者を養子としたのは、1117年(平安時代)に、^{ふじわらのきんざね}藤原公実の娘が、第74代^{とば}鳥羽天皇の皇后となるに際し、^{しらかわ}白河上皇(第72代白河天皇)の養子となった事例等、例外的な場合のみ。この藤原公実の娘の場合も、上皇の養子となった後も、更に皇后となった後も皇族とはなっていない。

(2) 明治典範・現行典範

- ・天皇・皇族は、養子をする事ができない。
- ・明治典範が養子を廃止した理由。
 - ・養子は中世以降のもので古来の典例ではないこと
 - ・皇族以外の者の養子は皇統の純粹さを失わせること
 - ・皇族の養子は皇統が乱れる原因となること

明治典範第42条は、「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」と規定し、皇族は、皇族・皇族以外の者にかかわらず養子をする事はできないとしていた。

- ・『皇室典範義解』の第42条の注釈（抜粋）

「…凡^{オヨソ}此レ皆中世以来ノ沿習ニシテ古ノ典例ニ非サルナリ本条ハ^{ヒトリ}獨異姓ニ於ケルノミナラス皇族互ニ男女ノ養子ヲ為スコトヲ禁スルハ宗系^{ソウケイブンラン}紊亂ノ門ヲ塞クナリ…」

- ・現行典範もこれを踏襲（現行典範第9条）。

〔参考30〕永世皇族制と世数限定制のポイント

	永世皇族制	世数限定制
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・天皇及び皇族から出生した者は、世数によらず皇族とするもの。 ・皇族の規模は皇籍離脱制度により調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・皇族の範囲を、法令で定める一定の世数の者に限定するもの。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・皇室の実情に応じた弾力的な調整が可能。 ・各皇族の将来の立場や皇族の将来の範囲についての予測が可能となるよう、運用面での工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・皇族の範囲が法令上は明確に定まる。その結果、各皇族の将来の立場や皇族の将来の範囲の予測がしやすい。 ・出生の動向等次第では、皇族の数が少なくなりすぎ、皇位継承が不安定になるおそれ。 ・また、皇族の数が増えた場合に、法定の世数の範囲内の皇族を皇籍離脱制度によって減らすことが困難。
歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・明治典範及び現行典範において採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・律令では4世までが皇族。 ・背景として複数配偶制。 ・実際には平安時代以降、臣籍降下、親王宣下等により弾力的に運用。

〔参考31〕世数限定制の場合の皇族の範囲（架空のもの）

（１）趣 旨

- ・世数限定制を採った場合、たとえ皇室全体としては同じ数の子が誕生になったとしても、直系、傍系のどちらに多く誕生になるかなどにより、将来の皇室の規模は異なってくる。
- ・次頁の模式図は、各世代において、1組の夫婦から平均的に2人の子供が誕生になるとした上で、直系、傍系の出生動向について次の3通りのパターンを仮定して、それぞれについて皇室の規模がどのようになるか示したもの。
 - 〔１〕天皇及び皇族の出生数がほぼ均等の場合
 - 〔２〕天皇及び天皇近親の皇族の出生数が少ない場合
 - 〔３〕天皇及び天皇近親の皇族の出生数が多い場合
- ・作図の都合上、「3世までを皇族とする」と仮定。

（２）次頁の各模式図（〔１〕〔２〕〔３〕）の特徴

区 分	代目における 天皇・皇族の数 (配偶者を除く)	代目における皇 籍離脱者の数
〔１〕天皇及び皇族の出生数がほぼ均等の 場合 【右頁上段の模式図】	8人	8人
〔２〕天皇及び天皇近親の皇族の出生数が 少ない場合 【右頁中段の模式図】	1人	15人
〔３〕天皇及び天皇近親の皇族の出生数が 多い場合 【右頁下段の模式図】	15人	1人

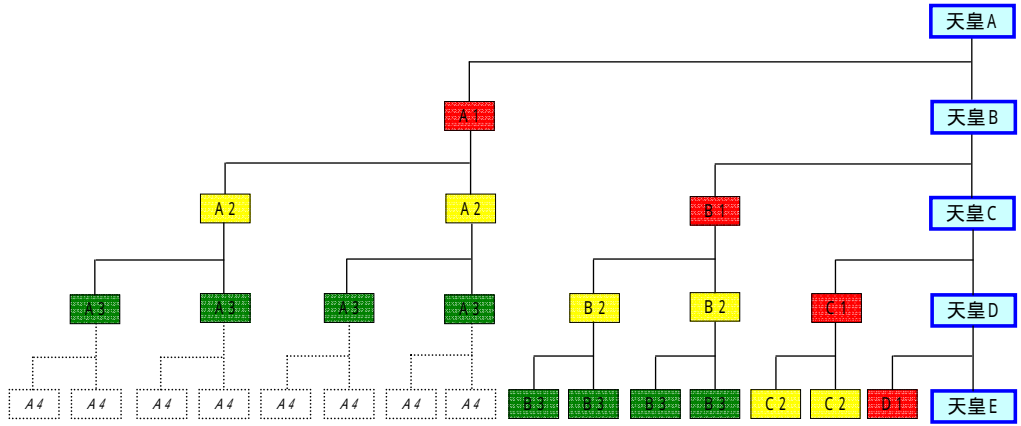
次頁の各模式図についての凡例（共通）

- ・人数等は架空のもので、出生率は各世代において2.0とした。その結果、天皇Aの子の世代（ 世代）は2人、孫の世代（ 世代）は4人、曾孫の世代（ 世代）は8人、玄孫の世代（ 世代）は16人となる。
- ・皇族を 、皇籍離脱者を で囲った。
- ・A、B、C、D、Eは歴代の天皇を示す。
- ・A1、A2、A3、A4は、それぞれ天皇Aの1世、2世、3世、4世の子孫を示す（B、C、Dも同様）。

世数限定制の場合の皇族の範囲(架空のもの) < 作図の都合上、3世までを皇族とすると仮定 >

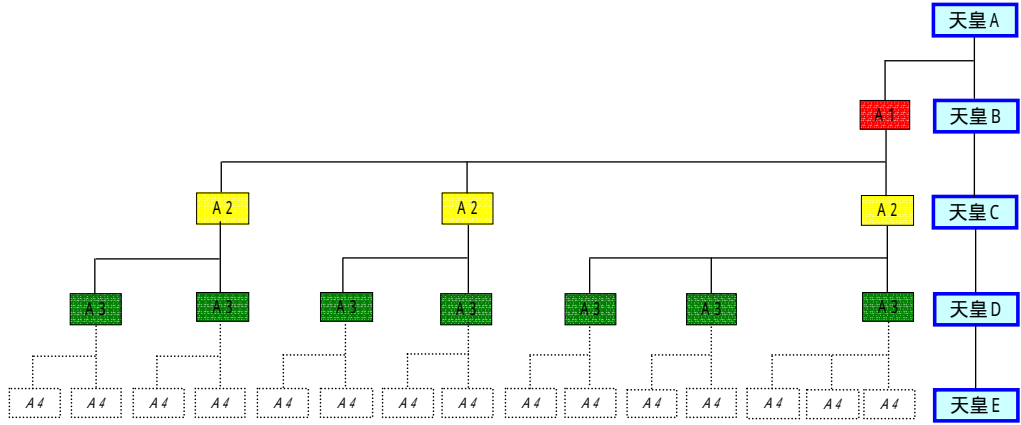
(1) 天皇及び皇族の出生数がほぼ均等の場合

世数	離脱者	皇族			皇族計	天皇	合計
		3	2	1			
世代				1	1	1	2
			2	1	3	1	4
	4	2	1	7	1	8	
	8	4	2	1	7	1	16



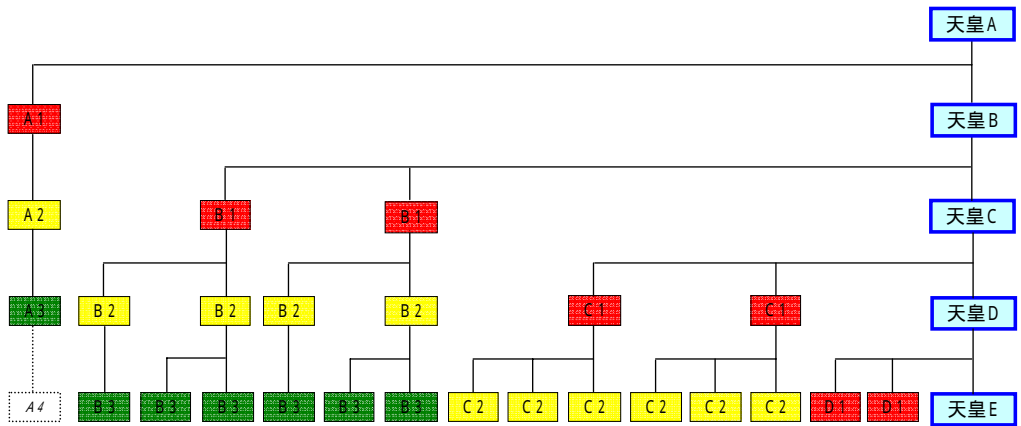
(2) 天皇及び天皇近親の皇族の出生数が少ない場合

世数	離脱者	皇族			皇族計	天皇	合計
		3	2	1			
世代				1	1	1	2
			3		3	1	4
	7			7	1	8	
	15			0	1	16	



(3) 天皇及び天皇近親の皇族の出生数が多い場合

世数	離脱者	皇族			皇族計	天皇	合計
		3	2	1			
世代				1	1	1	2
			1	2	3	1	4
	1	4	2	7	1	8	
	1	6	6	2	14	1	16



- 1世(子)
 - 2世(孫)
 - 3世(曾孫)
- } 皇族

〔参考32〕 関連制度

- ・皇位継承資格を皇族女子にも拡大する場合には、皇族男子と皇族女子との間で異なる取扱いをしている現行制度の仕組みについても見直しが必要となる。

現行典範が、皇族女子の地位について皇族男子の場合と異なる規定をしているのは、皇位継承資格を男系に限ったことに由来。

- ・その主なものは次のとおり。

(1) 婚姻、配偶者等

	天皇（男性） 親王、王	内親王、女王	
	現行制度 （今後も継続）	現行制度 （婚姻により離脱）	見直しの方向
配偶者の身分	・皇族	・皇族でない	・皇族
配偶者の名称	・皇后、太皇太后、 皇太后、親王妃、 王妃	・定めなし	・新たに定めること が必要
配偶者の敬称	・皇后、太皇太后、 皇太后……「陛下」 ・他の皇族……「殿下」	・定めなし	・天皇、先帝、先先帝 の配偶者…「陛下」 ・他の皇族…「殿下」
配偶者の陵墓	・皇后、太皇太后、 皇太后……「陵」 ・他の皇族……「墓」	・定めなし	・天皇、先帝、先先帝 の配偶者…「陵」 ・他の皇族…「墓」
婚姻の際に皇室 会議の議を経る ことの要否	・必要	・不要	・必要

(2) 皇籍離脱

	親王、王	内親王、女王	
	現行制度 （今後も継続）	現行制度 （婚姻により離脱）	見直しの方向
意思に基づく皇 籍離脱（皇室会 議の議による）	・親王…できない ・王 …できる	・内親王…できる ・女王 …できる	・内親王…できない ・女王 …できる
やむを得ない特 別の事由による 皇籍離脱（皇室 会議の議による）	・親王…できる（た だし、皇太子、皇太孫 たる親王を除く） ・王 …できる	・内親王…できる ・女王 …できる	・内親王…できる（た だし、皇太子、皇太孫 たる内親王を除く） ・女王 …できる
婚姻による皇籍 離脱	・離脱しない	・離脱する	・離脱しない
配偶者、直系卑 属	・親王、王の皇籍離脱 に伴い、原則皇籍離 脱 ・親王、王の薨去の場 合、意思により皇籍 離脱が可能 ・離婚により皇籍離脱	・定めなし（配偶 者等は皇族では ない）	・親王、王の場合と 同じ

(3) 摂政就任順序

現行制度	見直しの方向
皇太子又は皇太孫 親王及び王（皇位継承の順序に従う） 皇后 皇太后 太皇太后 内親王及び女王（皇位継承の順序に準ずる）	皇太子又は皇太孫 親王、内親王、王及び女王（新たな皇位継承の順序に従う） 天皇の配偶者 先帝の配偶者 先先帝の配偶者

(4) 皇室経済制度

	親王、王	内親王、女王	
	現行制度 （今後も継続）	現行制度	見直しの方向
皇族費 （独立の生計を営む場合） …（注2）	・親王 3050万円…（注1） ・王 3050万円×7/10	・内親王 3050万円×1/2 ・女王 3050万円×1/2 ×7/10	・内親王 …親王と同額 ・女王 …王と同額
配偶者の皇族費	・親王妃 3050万円×1/2 ・王妃 3050万円×1/2 ×7/10	・定めなし（配偶者は皇族でない）	・内親王の配偶者 …親王妃と同額 ・女王の配偶者 …王妃と同額

(注1) 独立の生計を営む親王に対する年額の皇族費。皇室経済法施行法第8条で3050万円と規定されている。

〔最近の皇族費の定額改定状況〕

平成8年4月…3050万円、平成2年4月…2710万円、昭和59年4月…2360万円

(注2) 独立の生計を営まない場合の皇族費

〔現行制度〕

- ・親王、親王妃、内親王 …… 3050万円×1/10(*)
- ・王、王妃、女王 …………… 3050万円×1/10(*)×7/10
- ・(*) …… 成年に達した者については3/10

〔見直しの方向〕

- ・独立の生計を営まない内親王・女王の配偶者については、現行制度と同様に、親王妃・王妃と同額。

「関連制度」における婚姻等に係る記述は、皇族と天皇・皇族以外の者との婚姻の場合についてのもの。皇族間での婚姻の場合には、例えば皇族女子は婚姻により皇籍離脱しないなどの差異がある場合がある。

〔参考33〕 諸外国の王位継承制度の例(概要)

現在の王位継承資格等	それ以前の王位継承資格等		国名
	現在の制度に改正された年		
長子優先	1979年	男子のみ	スウェーデン王国
	1990年		ノルウェー王国
	1991年		ベルギー王国
	1983年	男子優先	オランダ王国
兄弟姉妹間で男子優先	1953年	男子のみ	デンマーク王国 * 2005.10 長子優先の法案を国会に提出(政府提案)
	1978年	憲法制定	スペイン * 長子優先への改正をめぐり議論あり
			英 国 * 1990代より長子優先の議論あり * 2005.1 長子優先の法案が下院に議員提出 (4月の議会解散により廃案)
男系男子のみ			ヨルダン・ハシェミット王国
その他	1974年	男子のみ	タイ王国

〔参考34〕 天皇系図

傍の数字は在位年、下の数字は代数。

記載は原則として皇統譜に基づく。

神武天皇 1 前六六〇—五八五
 綏靖天皇 2 前五八一—四九四
 安寧天皇 3 前五四九—一二二
 懿德天皇 4 前五〇一—四七七
 孝昭天皇 5 前四七五—三九三
 孝安天皇 6 前三九二—二九一
 孝靈天皇 7 前二九〇—一五五
 孝元天皇 8 前二四一—一五八
 開化天皇 9 前一五八—八九
 崇神天皇 10 前九七—三〇

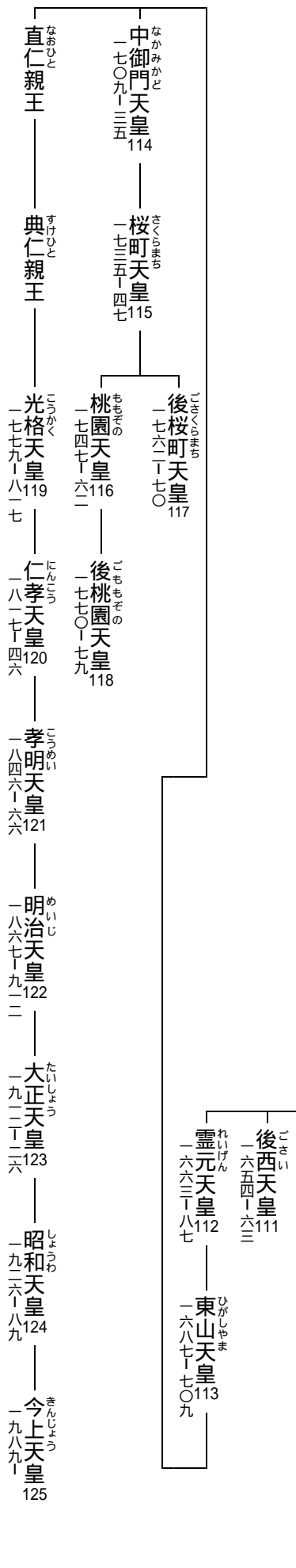
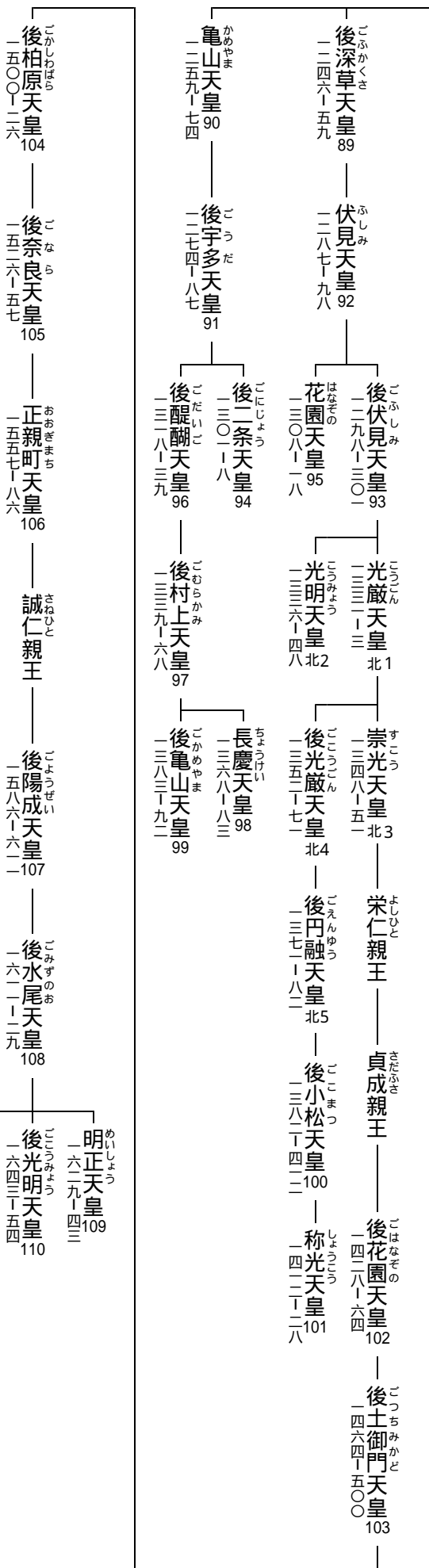
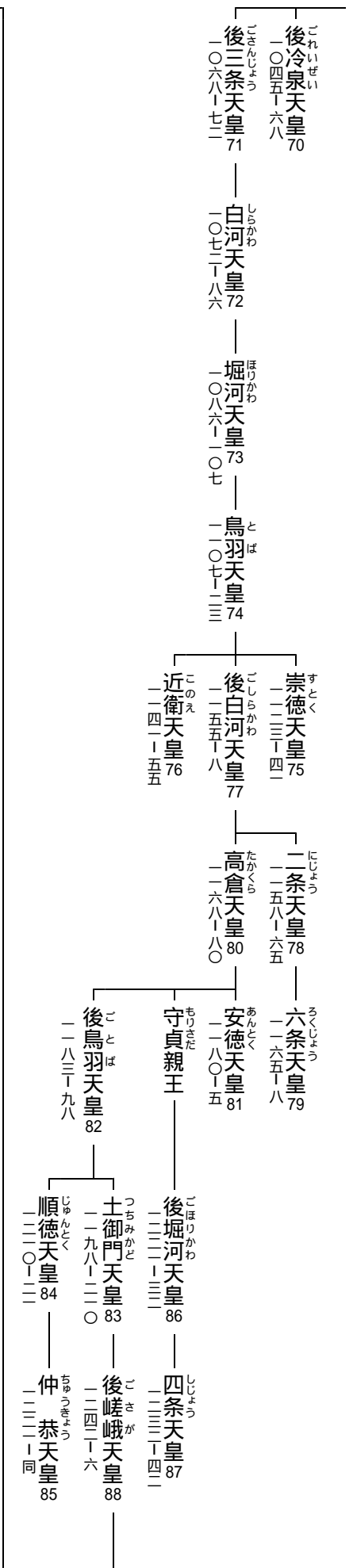
垂仁天皇 11 前二九一—後七〇
 景行天皇 12 七一—三〇
 日本武尊 一三—一九〇
 成務天皇 13 一三—一九〇
 仲哀天皇 14 一九二—二〇〇
 応神天皇 15 二七〇—三三〇
 仁德天皇 16 三三三—三九九
 履中天皇 17 四〇〇—四一五
 磐坂市辺押磐皇子 一七—一八
 仁賢天皇 24 四八八—四九八
 武烈天皇 25 四九八—五〇六

安閑天皇 27 五三一—五
 敏達天皇 30 五七—一八五
 押坂彦人大兄皇子
 舒明天皇 34 六二九—六四一
 天智天皇 38 六六八—七一
 持統天皇 41 六九〇—七
 弘文天皇 39 六七—一二
 元明天皇 43 七〇七—一五
 施基親王
 元正天皇 44 七一—二四
 文武天皇 42 六九七—七〇七
 聖武天皇 45 七二四—七四九
 光仁天皇 49 七七〇—八一
 孝謙天皇 46 七四九—七五八
 称徳天皇 48 七六四—七七〇

宣化天皇 28 五三五—五九
 用明天皇 31 五八五—一七
 推古天皇 33 五九二—六二八
 崇峻天皇 32 五八七—九二
 茅渟王
 皇極天皇 35 六四二—二五
 齐明天皇 37 六五五—六一
 孝徳天皇 36 六四一—五四
 天智天皇 38 六六八—七一
 天武天皇 40 六七三—七八六
 舍人親王
 淳仁天皇 47 七五八—六四

平城天皇 51 八〇六—九九
 嵯峨天皇 52 八〇九—一三三
 淳和天皇 53 八二二—三三三
 仁明天皇 54 八三三—一五〇
 文徳天皇 55 八五〇—一八
 光孝天皇 58 八八四—一七
 清和天皇 56 八五八—一七六
 宇多天皇 59 八八七—一九七
 陽成天皇 57 八七六—一八四
 醍醐天皇 60 八九七—一九三〇
 朱雀天皇 61 九二〇—一四六
 村上天皇 62 九四六—一六七
 冷泉天皇 63 九六七—七九
 円融天皇 64 九六九—一八四
 花山天皇 65 九八四—一六
 三条天皇 67 一〇〇一—一六
 一条天皇 66 九八六—一〇二二
 後一条天皇 68 一〇一六—一三六
 後朱雀天皇 69 一〇三六—一四五

桓武天皇 50 七八一—八〇六
 平城天皇 51 八〇六—九九
 嵯峨天皇 52 八〇九—一三三
 淳和天皇 53 八二二—三三三
 仁明天皇 54 八三三—一五〇
 文徳天皇 55 八五〇—一八
 光孝天皇 58 八八四—一七
 宇多天皇 59 八八七—一九七
 陽成天皇 57 八七六—一八四
 醍醐天皇 60 八九七—一九三〇
 朱雀天皇 61 九二〇—一四六
 村上天皇 62 九四六—一六七
 冷泉天皇 63 九六七—七九
 円融天皇 64 九六九—一八四
 花山天皇 65 九八四—一六
 三条天皇 67 一〇〇一—一六
 一条天皇 66 九八六—一〇二二
 後一条天皇 68 一〇一六—一三六
 後朱雀天皇 69 一〇三六—一四五



「皇室典範に関する有識者会議」 について

皇室典範に関する有識者会議の開催について

平成16年12月27日

内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

皇位継承制度と関連する制度について、高い識見を有する人々の参集を求めて検討を行うこととし、「皇室典範に関する有識者会議」(以下、「有識者会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、出席者の互選により決定する。
- (3) 有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

有識者会議の庶務は、宮内庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

皇室典範に関する有識者会議メンバー

岩男 壽美子 武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授

緒方 貞子 独立行政法人国際協力機構理事長

奥田 碩 日本経済団体連合会会長

久保 正彰 東京大学名誉教授

佐々木 毅 前東京大学総長

笹山 晴生 東京大学名誉教授

佐藤 幸治 近畿大学法科大学院長、京都大学名誉教授

園部 逸夫 元最高裁判所判事

古川 貞二郎 前内閣官房副長官

吉川 弘之 独立行政法人産業技術総合研究所理事長、元東京大学総長

(五十音順)

= 座長 / = 座長代理

= 皇室典範に関する有識者会議 開催実績 =

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 17 年 1 月 25 日	内閣総理大臣挨拶・座長の選任・座長代理の指名 現行皇位継承制度の仕組み / 天皇の国事行為
第 2 回	2 月 18 日	天皇皇后両陛下・皇族殿下のご活動 新旧皇室典範制定時の考え方
第 3 回	3 月 30 日	皇位継承の時代的変遷、歴史上の例 歴代の女性天皇について
第 4 回	4 月 25 日	皇族制度 / 皇室経済制度 諸外国の王位継承制度の例
第 5 回	5 月 11 日	これまでのまとめ 皇位継承ルールの典型例
第 6 回	5 月 31 日	識者からのヒアリング
第 7 回	6 月 8 日	識者からのヒアリング
第 8 回	6 月 30 日	ヒアリングの整理等
第 9 回	7 月 20 日	「今後の検討に向けた論点の整理」(案) 検討
第 10 回	7 月 26 日	「今後の検討に向けた論点の整理」決定・公表
第 11 回	8 月 31 日	皇位継承資格について
第 12 回	9 月 29 日	皇位継承順位について

	開 催 日	議 題
第13回	10月 5日	皇族の範囲 その他関連制度
第14回	10月25日	意見集約
第15回	11月 7日	意見集約
第16回	11月21日	意見集約
第17回	11月24日	意見集約 報告書決定・小泉純一郎内閣総理大臣への手交

上記の他、4月14日、6月27日、8月17日に非公式会合を開催した。

= 第6回会議（5月31日）識者一覧 =

大原 康男 國學院大学教授（宗教行政論）
高橋 紘 静岡福祉大学教授（現代史（皇室研究））
八木 秀次 高崎経済大学助教授（憲法学）
横田 耕一 流通経済大学教授（憲法学）

= 第7回会議（6月 8日）識者一覧 =

鈴木 正幸 神戸大学副学長（日本近代史学）
高森 明勅 拓殖大学客員教授（神道学・日本古代史学）
所 功 京都産業大学教授（日本法制史）
山折 哲雄 国際日本文化研究センター名誉教授（宗教学・思想史）